

平成27年第4回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年12月7日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時	開 議	平成27年12月10日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
及 び 宣 告	散 会	平成27年12月10日午後5時3分			副議長	古 舘 義 純 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
○ 出 席	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
× 欠 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 不応招	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
出 席 11名	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
欠 席 0名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	2 番	山 口 定 君		1 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	綾 部 保 基 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹	

平成27年第4回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年12月10日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成27年第4回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
6番 友田国弘君	1. 人口減少対策について	町 長
	2. 結婚相談について	町 長
	3. ふるさと応援寄附金お礼品の特産品育成について	町 長
3番 脇山奉文君	1. 農業の現状と対策について	町 長
	2. 介護保険の一部改正による町の対応について	町 長
	3. 学校教育について	教 育 長
7番 中山昭和君	1. ふるさと納税と地元企業育成事業	町 長
	2. みらい学園、問題行動調査	教 育 長
	3. 玄海原子力発電所と地域共生策について	町 長
2番 山口 定君	1. 町道長倉～藤平線と関連する県道、町道について	町 長
	2. 玄海町の人口減少対策と町づくりについて	町 長
	3. 玄海町の農業振興について	町 長
11番 藤浦 皓君	1. 玄海みらい学園内の諸問題について	教 育 長
	2. 玄海原発再稼働に向けての諸問題について	町 長
	3. 玄海原発から放出される放射能の人体への影響について	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。6番友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、1、人口減少対策について、2、結婚相談事業について、3、ふるさと応援寄附金お礼の品の特産品育成について、町長に質問させていただきます。

最近のニュースで、連日、人口減少、少子・高齢化、少子化対策、この言葉が広く用いられるようになったのは、平成17年12月に、平成17年国勢調査の集計結果を総務省統計局が公表したところからと言われております。この中で統計局は、1年前の推計人口に比べ2万人の減少、我が国の人口減少は減少局面に入りつつあると見られると社会的に注目を集めました。

その後、平成22年国勢調査の結果をもとに改定された人口統計によると、日本の人口は平成19年から平成22年まではほぼ横ばいで推移していたものが、平成23年に26万人の減少となり、その後の月別でも相当数の減少が続いていることから、平成24年1月の時点で統計局は、平成23年が人口が継続して減少する社会の始まりの年と言えそうだと発表しております。

人口が減少していく理由は、少子化による死亡者数が出生者数を上回る自然減、転出者が転入者を上回る社会減、近年、少子化が急速に進行しており、その最も大きな要因の一つとして、未婚化、晩婚化の進行があります。結婚しない人の割合、未婚率も上昇しており、平成22年の国勢調査によれば、25歳から29歳の未婚率、全国では男性が71.8%、女性60.3%という結果が出ております。少子化の進行に歯どめをかけるためにも、若い人たちの結婚支援を実施していく必要があるのではないのでしょうか。

また、少子化の減少要因に、結婚後の出生率の低下も人口減少の要因だと言われております。自然減少、社会減、未婚化、晩婚化、出生率の低下等々の要因によりまして、人口減少がとまりません。

我が町玄海町の人口推移を、5年に一回行われます国勢調査の結果で見ますと、平成17年は6,738人、平成22年は6,379人、ことしの10月に行われました国勢調査の結果も間もなく発表されることと思いますけれども、佐賀県が10月1日に推計人口を発表いたしました。玄海町は5,905人、前年同月より101人の減少、国勢調査の結果も6,000人を割った人口が予想されます。我が町も一番人口が多かったときは、7,814人の町民が在住しておりました。人口減少要因に触れさせていただきました玄海町は、これまで人口減少対策に歯どめをかけるために施策、政策を実行されてきました。しかし、我が町も人口減少と労働力の流出は、自立を選択した玄海町は人口減少問題は避けて通れないものではないでしょうか。

ゆえに、人口減少の自治体経営が大切だと思われれます。今後、人口減少問題を町長はどのように取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

友田議員の人口減少をとめる対策はという質問に対して御答弁を申し上げたいと思います。

人口減少の一因としては、やはり議員御指摘いただいた少子化が考えられると思っております。子供たちが夢をいっぱい持てる町を目指すことを、私もマニフェストに掲げておりますように、小・中学校の統合など教育環境の充実に努めてまいりました。

また、子育て支援の施策としては、中学生までの医療費助成、それから保育料の軽減、中学生の海外派遣援助助成など、少子化に歯どめをかけるべく、さまざまな事業を行っているところでございます。

さらに、子供を育てる環境としましては、経済活動も重要と考えて本町独自の玄海町元気1・2・3産業振興基金を創設し、皆様方に御利用いただいているところでございます。

また、人口増加のためにも雇用の場の確保も重要と考え、企業誘致奨励金制度も創設いたしました。

なおまた、人口の増加のための策として定住促進奨励金制度がございましたが、私の就任後に人口の維持も必要ということで、同一敷地内の新築や2世帯住宅改築なども対象として、

集合住宅への奨励金など創設、拡充したところでございます。

しかしながら、玄海町の人口は、2005年の国勢調査で6,738人だったのが、2010年には6,379人と359人減少をいたしております。本年10月に行われました2015年の国勢調査の速報は、来年の2月ごろに出る予定でございますが、厳しい数字が出てくるのではないかと考えております。

ちなみに、11月末の住民基本台帳の人口は6,045人となっており、人口減少が進んでいる状況ではございます。

このような人口減少は、本町に限ったことではなくて日本全体の問題でありまして、このような事態に国としても喫緊の重要課題として、本年3月の友田議員の少子化対策についての御質問の際にお答えさせていただきましたが、まち・ひと・しごと創生法を平成26年12月に閣議決定されました。その際にも申し上げましたように、地方における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、それを踏まえた今後5カ年の目標や施策をまとめる玄海町まち・ひと・しごと総合戦略を今年度策定しているところでございます。

また、議員も御存じのとおり、本年度は第五次玄海町総合計画の策定中でございます。今回は公募の策定委員に子育て世代の委員も多く参加をしていただいて、よりニーズに応えられる計画の策定ができるのではないかとこのように思っております。

今後、厳しくなる財政状況ではございますが、これまでの事業をブラッシュアップして、新たな人口増加策を検討し、魅力ある玄海町を目指し、人口増加につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま人口減の対策に対してどのようにということで答弁がございました。玄海町元気1・2・3産業振興基金、企業誘致奨励金、定住促進奨励金と、この制度は平成16年度から始まりまして12年間で、町外から玄海町に家を新築され住民になられた世帯は12世帯、51名の方がこうやって玄海町に住まわれた実績があります。

また、本年度からその一環として出生お祝い金の制度も設けていただきました。第1子が100千円、第2子が150千円、第3子が200千円、第4子以降は500千円と、このお祝い金制度は既婚者におかれましては朗報ではなかろうか思っております。教育に、福祉に、産業に、

他町村にはない手厚い手当で玄海町は応援してきました。

ところで、総務課が最近、空き家調査を——本日は区長さんたちが傍聴に見えておられますけれども——各地区の区長さん方に依頼されまして実施されました。その内容、結果をお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

総務課が最近、空き家調査を実施いたしましたので、その内容、結果及び目的ということで御答弁したいと思います。

空き家については、国が、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の対応が必要ということによって、空家等対策の推進に関する特別措置法が議員立法で制定され、平成27年5月26日に全面施行されております。

この法律は、市町村が適切な管理が行われていない空き家の利活用と、保安上、衛生上、景観上、有害となるおそれのある特定空き家などの助言、指導、勧告と、さらには所有者がその勧告に従わないときは行政代執行による撤去等ができるというものでございます。

この法律の施行を受けて、まずは、町内に空き家がどれくらいあるのかを把握することを目的として、本年9月29日の区長会の折に各地区の区長の皆様方に各地区の空き家調査を依頼したところでございます。

その調査結果として、本町内には空き家が133件ありまして、その内訳として、倒壊のおそれがあり周囲に危険を及ぼす可能性がある空き家が21件、防犯や環境衛生等の観点から問題がある空き家が38件、適切に維持管理されている空き家が74件となっております。

結果は以上でございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

空き家調査の結果が今、答弁ございました。町内には空き家が133件もあるということが判明いたしました。その中で、適切に維持管理されている74件、これは恐らくすぐにでも住める空き家じゃなかろうかと思っております。

先ほど町長の答弁の中で、空家等対策の推進に関する特別措置法の中の目的の一つに、空き家の活用を促進するという目的がうたっておられます。実際に玄海町の空き家に住みたい、玄海町に家を建てたいという希望者がおられます。町内の空き家に1年間に3件、町外から玄海町に住まわれた事例をここで紹介させていただきたいと思います。

1件目は、私が住んでおる実家の西隣が空き家、それで道路を挟んで真向かいがまた空き家になっておりますので、これは適切に維持管理されている74件のうちに2件とも入っておるんじゃないかならうかと思っております。鎮西町に住んでおられる方なんですけれども、どうしても玄海町仮屋に住みたいということで、多分その人は下見をして来られまして、私のうちのほうに電話がありまして、隣の空き家があいておるようなんですけれども、もし連絡がつけばぜひ貸していただけないか連絡をとってもらいたいということですという希望がありまして、数日たって、うちの家族がその大家さんに連絡しますと、もう家が傷んでおる、荷物も片づけていないという事情で断られまして、それで、私がその人に連絡をとってみますと、時々その人はパレアの温泉に入りに来られまして、温泉に入りたいということで、仮屋に住みたいということで、うちの家族でどこか空き家がないだろうかとということで探しましたところ、井上議員が元住んでおった家が空き家だったものですから、井上議員に、仮屋に人口がふえるからぜひ貸してくれないかと相談しましたところ、快く引き受けていただきまして、その方は現在、仮屋に住んでおります。

2件目は、町内の町営アパートに住んでおられる方なんですけれども、その人は自営業をやっておられるんですけれども、その奥さんは福岡県のほうから嫁がれまして、話を聞きますと、両親が福岡のほうに住んでおられて高齢なために、その奥さんはほとんど毎週毎週、福岡まで介護に行かれていたようなんですけれども、つい最近、そのお父さんがお亡くなりになりまして、それでも毎週介護に行っておられたんですけれども、じゃ、お母さんをこちらに呼んで一緒に生活をしようじゃないかということで、その方もやっぱり空き家を自分たちでお探しになり、現在はお母さんともども住んでおられます。

あと1件、3件目は、そこに生活しておられたんですけれども、事情があつて町外に引っ越されるということで、どなたかその空き家を買っていただけないだろうかと自分たちで探しておられたんですけれども、なかなか買い手が見つからずに、その方は唐津の不動産屋に依頼されて、もしこういう空き家があったら紹介してくださいということで、その不動産屋は玄海町出身の方なんですけれども、時々会うときもありますので、話を聞いたら、その空

き家を紹介したら、その方が気に入られまして、現在は、もうほとんどリフォームが終わりまして、多分、引っ越しをされておるんだろうと思います。

こうやって、やはり私が知っているだけでも3件ぐらい、自分たちで空き家を探しまして玄海町に住んでおられますので、そのほかにも、皆さん方、知人とかなんとか紹介して、玄海町に住まわれた方があるんじゃないかなろうかと思っております。

そこで、佐賀県の各自治体は人口減少対策にどのような取り組みをしてあるんだろうかと調べてみました。現在、県内の12市町で空き家バンク制度に取り組んでおられます。空き家バンク制度とは、空き家の所有者から申し出のあった物件を登録して、空き家を借りたい、買いたいという希望者の方にその物件の情報提供を行う制度でございます。玄海町も、この空き家バンク制度の制定に取り組んでいただきたいと思いますけれども、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

空き家の活用促進についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

空き家対策につきましては、今定例会の私の行政報告でも申し上げましたけれども、11月20日に行われました佐賀県GM21ミーティングにおいても、空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に伴い、市町村にもある一定の責務が課せられるようになったものの、事務量の増加、それから関係法令への精通、予算など、単一の自治体での限界を感じるという声が多く出されて、今後、県と市町、また市町間での情報交換を密にし、国に対してもガイドラインの改正、それから減税措置や補助制度の拡充などを要望していきたいとまとめたところでございます。

また、先ほどの空き家調査の御質問で答弁申し上げましたように、今回この特措法により総務課において空き家調査を実施した結果、空き家として有効活用ができるように適切に維持管理されている空き家が74件あるということがわかりました。

これまでも、この空き家情報の発信については、御質問をいただいて、取り組んでまいると申し上げておりながら、いまだにその情報が発信できていないことについて大変申しわけなく思っておりますが、個別には空き家を紹介し借りられた事例も、今、友田議員さんおっしゃっていただいたように事例もございます。

人口が減少していく中で、空き家の有効活用は町民と都市住民の交流拡大や定住促進による活性化につながるものと思っております。空き家を有効活用するために、町においてその情報を発信していくことも一つの有効な手段と考えております。

先ほど友田議員おっしゃられたように、調査の結果、現在、佐賀県内では12の市町で空き家情報の提供を行っております。本町といたしましても、他市町の現状や課題を参考に、情報交換をしながら今後取り組んでまいりますので、いましばらくお時間をいただきますようお願いしておきたいというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

空き家バンク制度の制定に取り組んでいただきたいという質問に対しまして、町長から、事務的にも時間がかかると、もう少し時間をいただきたいという答弁をいただきました。

実際、私、空き家バンク制度に取り組んでおられる自治体にお尋ねしました。ここは毎年、区長さんに空き家の調査を依頼しまして、調査の結果を確認して職員が現場に出向き、住めるか住めないかの住居に仕分けいたしまして、家主さんにバンク制度に登録依頼をお願いしますけれども、登録される家主さんはなかなか少ないですと。しかし、中には住居を売りたいと登録される家主さんもおられるそうです。私のところは、こうやって登録された件数17件の物件情報を登録いたしまして、現在は3件になっていますという取り組み内容を話していただきました。

今回、区長さん方の協力で133件の空き家が判明いたしまして、町外から玄海町の空き家に住まわれる方、また、町内の住宅を購入する方がおられると思います。情報提供する制度を制定することを切に要望いたします。

次に、結婚相談について質問させていただきます。

現在、玄海町地域振興会では町の振興事業に取り組んでいただいておりますが、その一つに結婚イベントを実施しておられます。その実情についてお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

玄海町地域振興会での婚活事業の実情についてお答えをしたいと思います。

婚活事業につきましては、以前は住民福祉課で行っていましたが、現在は地域振興会が婚活事業として平成25年度より婚活イベント等を開催いたしております。

イベントの開催場所は主に町内の施設を利用して、平成25年度が1回、平成26年度は3回開催をされております。また、参加人数ですが、多いときで男性が43名、女性が43名の計86名、少ないときで男性7名、女性7名の計14名の参加があつておるところでございます。

イベントの内容についてですが、玄海町の特産品などを使用した料理でのパーティーや、講師を呼んでのトークショー、特産品抽せん会、ボウリング大会、また、ペア体験としまして握りずしやケーキづくり、また、シーカヤック体験などが企画をされ、参加者にとっても楽しんでもらえたようでございます。これまで、このようなイベントを開催されておりますが、その後、聞いた話ではですが、1組がおつき合いを始められたそうでございます。しかしながら、現在までに結婚の報告はあつていないところでございます。

次に、本年度の取り組みについてですが、現在、男性の参加者2名が中心となって、バレンタインの時期にボウリング大会を2回開催する計画を立てているというところだそうでございます。詳しい内容につきましては、まだ企画の段階でございますので、これから決まっていくことと思っております。

これらのイベントは、あくまでもきっかけづくりと考えてありますので、まず参加をしていただくことを第一に広報などを行っていくとのことです。これからも、できるだけ多くの方に参加していただけるような企画を立てていただいて、婚活を支援していただきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま地域振興会での婚活事業内容の答弁がございました。25年度が1回、26年度が3回と、多い日は86名、また少ない日は14名と、そうやって婚活事業をされておまして、1組の方がおつき合いを始めたということで、なかなかまだ結婚に至ったカップルはいないということだったんですけれども、先ほど町長から答弁ございましたように、以前は住民福祉課でもこの婚活事業に足かけ2年ぐらい取り組んでいただきまして、町長も何回も婚活イベントに参加していただき、カップルの誕生にお手伝いしていただきましたが、なかなかカップルが成立するまでにはいきませんでした。

実は先月、玄海町社会福祉協議会で、職員さんと理事さん方と長崎県長与町社会福祉協議会に研修に行っていました。事業内容はさほど変わりはありませんでしたが、そこでお互い活発な意見交換をさせていただき、実のある研修をさせていただきました。

ただ、長与町社会福祉協議会は結婚相談事業をされておりまして、その内容をお聞きしますと、昨年の4月からこの事業を始められ、もう既に2組の結婚が成立しましたとお話をされました。その中で特徴は、平均年齢75歳の相談員さんの方たちを3名お願いして、この方たちの活動で婚活事業が順調に進行していると報告がありました。この75歳の相談員さんたちは、地域に長年にわたり生活してある方で、いろいろな情報を持っておられます。我が玄海町も今すぐに結婚したい適齢期の方がたくさんおられます。ひとつこんな方々のために結婚相談員を設置していただきたいと思っておりますけれども、町長にお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

結婚相談員の設置についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

現在、本町に結婚相談員制度はございませんが、平成26年度より玄海町結婚仲人報奨金事業としまして、町内で結婚を促すことによって若者の定着化を図ることを目的に、独身男女の結婚に際し、紹介から結婚に至るまでの仲立ちを務められた方に対して、1組につき30千円の報奨金を交付しております。要件につきましては、結婚する当事者のいずれかが町内に住所を有していること、かつ結婚後、夫婦ともに1年以上町内に居住する見込みであることといたしております。この制度につきましては広報玄海で広報を行っておりまして、平成26年度は申請がありませんでしたが、平成27年度につきましては3組の結婚が成立をし、3名の方から申請があつて交付をいたしております。

婚活支援は、少子化に対し少しでも歯どめをかけて、定住を促し、人口増加の施策としては有効なものと考えております。これからも独身男女に婚活による出会いを提供し、結婚していただいて、多くの子供を産み育てていける子育て環境を整え、人口が増加していく施策を実施していきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

いろいろ情報を持っておられる結婚相談員の設置をお願いしたいということでお尋ねをいたしました。ただ、今、玄海町は玄海町結婚仲人奨励金という事業がございまして、3名の方に実績がありまして奨励金を交付したというお話がありました。

やはり今まで地域振興会もいろいろ婚活事業をされておりますけれども、そこで1つきっかけをつくる、そういう情報を持った相談員さんがおれば、より一層お付き合いのカップルが生まれるのではなかろうかと思っております。

実は、パレアの指定管理者であるログポートさんが婚活事業も盛んに開催されることは町長も御存じだろうと思っております。以前、住民福祉課で婚活イベントを、虹の松原ホテルに協力していただきまして行った玄海町主催の婚活イベントに町長にも参加していただきました。このパレア指定管理者のログポートさんに、婚活事業をパレアでも開催していただくように依頼をしていただきたいなと思っておりますけれども、町長にお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

パレアの指定管理者でありますログポートへの婚活事業の依頼ということに対するお尋ねにお答えしたいと思います。

ログポートに婚活事業について確認をいたしました。今、議員御指摘いただいた、虹の松原ホテルにおいて三、四年前から婚活パーティーが行われておりまして、年に四、五回開催されているとのことでございます。また、この中には玄海町からの参加者もあったと聞いております。婚活パーティーでは、毎回5組から10組ぐらいのカップルが成立をしております。実際に結婚をされたカップルがあるそうでございます。

そこで、パレアにおいての婚活事業についてお尋ねしましたところ、時期は未定でございますが、暖かい季節になってシーデッキを利用した婚活パーティーを企画したいとのことでございます。町といたしましても、これまで以上に出会いの場を設けていただいて、独身男女の婚活に御協力をお願いしていきたいと現時点で考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

パレアのログポートさんに、婚活事業をパレアのほうで開催してくれというお尋ねでした

けれども、毎回5組から10組のカップルが生まれるという報告をいただきました。そういうわけで、パレアのほうのシーデッキで暖かくなったら婚活事業をやりたいという返事をいただきました。

先ほど結婚相談員の設置を要望いたしましたけれども、実は隣の伊万里市には婚活応援課がありまして、私、4年ぐらい前ですかね、ここにお話を聞きに行ったんですけれども、その当時は3人の職員さんの中に、1人は高齢の女性の方が結婚相談員になられて婚活事業を推進しておられたという記憶があります。

先ほどの長崎県長与町の3名様の結婚相談員、伊万里市も結婚相談員さんを設置して婚活事業を推進されております。玄海町もぜひ結婚相談員を設置されまして、地域振興会の婚活事業、それとパレアの婚活事業を共同で開催されることも可能ではないでしょうか。相談員さんを設置していただきまして、町内の結婚適齢期の方々にめぐり合わせが来るような施策を要望いたします。

次に、ふるさと応援寄附金お礼品の特産品育成について質問をさせていただきます。

ふるさと応援寄附金が、昨年度は長崎県平戸市が寄附金額が日本一になりまして、我が玄海町はわずかの差で第2位になりまして、玄海町も一躍有名になり注目されました。税制改正により、ことしの4月から一定の要件を満たせば確定申告が不要になるワンストップ特例制度です。県内の自治体も、ふるさと応援寄附金の推進事業に取り組みを強化してまいりました。

ところで、玄海町の本年度の応援寄附金はどのくらいでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

本年度の寄附金の状況はということでございますので、御答弁したいと思います。

平成20年4月30日の地方税法の改正に伴って、地方公共団体への寄附金税政が拡充をされ、いわゆるふるさと納税がスタートをいたしました。

本町に平成21年度から平成25年度までの5年間に全国の皆様からいただいた寄附金額は256,770千円となっておりまして、平成26年度の寄附金額は、1,066,630千円を合わせますと1,323,400千円となっております。

平成27年度、これは11月30日現在の寄附件数は3万244件で、寄附金総額は750,160千円と

なっております。平成26年度11月30日現在の寄附金額は586,900千円でしたので、比較をいたしますと前年比128%となっておりますのでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま、ふるさと応援寄附金の納付額の金額をお尋ねいたしました。21年度から26年度までは13億円の納付額がありましたと。そして、ことは11月30日まで750,000千円の寄附金が納められております。昨年は1年間を通じて、12月の月が寄附金額が最も多かった記憶がございました。本年12月も、このワンストップ特例でこれから年末にかけて応援寄附金がふえて、昨年度の寄附金額を超えるように願っております。

さて次に、ふるさと応援寄附金お礼の品物は、スタートしたときはどのくらいの品数があったのでしょうか。また、現在はこの応援寄附金お礼の品数がどのくらいにふえておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

応援寄附金、スタート時のお礼の品数と、それから現在のお礼の品数という御質問にお答えしたいと思います。

平成20年度に玄海町ふるさと応援寄附金受け付けをスタートした際、お礼の品としてラインナップしていた品数は12品でございました。寄附金額が大きく伸びた平成25年度の品数は、100千円以上の寄附である「P r e m i u m G E N K A I」を含み19品で、平成26年度の品数は52品となっております。

平成27年度につきましては、玄海町の産品をさらにPRすべく、9月に玄海町ふるさと応援寄附金パンフレットを作成したところでございますが、そのパンフレットに掲載している産品は通年で配送できるものとしておりますので、品数につきましては50品ということになっております。お礼の品によっては季節限定や数量限定の産品もありまして、全ての品をパンフレットに掲載することが難しいことから、インターネットサイトの「ふるさとチョイス」には、パンフレットに掲載をされていない産品についても、その都度掲載をして対応しておりますので、12月1日現在で玄海町のお礼の品として用意している品数は72品となって

いるところでございます。

玄海町を全国にPRするため、新たな定期便プランの創出やお礼品の開発については、生産者と綿密な打ち合わせを行って、創意工夫のもと生産者と行政が一体となって実施させていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま、ふるさと納税スタート時の品数と現在どのくらいの品数がありますでしょうかとお尋ねしましたところ、スタート時は12品数、現在は72品数がありますという答弁がございました。何と6倍もの特産品が町内でふえているということだろうと思います。玄海町がふるさと応援寄附金の取り組みをいち早く推進されたために、応援寄附金の納付額もふえ、また町内の農産物、海産物の生産活性化に、また雇用促進に、所得の向上に弾みがついたんではなかろうかと思っております。

ワンストップ特例制度に、県内の自治体も、また全国の自治体も、応援寄附金お礼の品物を工夫して特産品の開発に力を入れているのが実情ではないでしょうか。

また、返礼の品物の中には同じ産物が競合し合うのがたくさんあります。ふるさと応援寄附金制度が先々どのように変化していくか予測はつきません。1次産業の農業、水産業の食品加工品等の多くの品数が特産品として、我が玄海町で産出された品物が消費者のニーズに応えるためには、品質、味覚等の商品の差で勝負をしていかなければなりません。つまり、ブランド商品化の育成だろうと思っております。

加工食品を冷凍するのに、次世代凍結機「プロトン凍結機」は、食品細胞の破壊を防ぎ、解凍時のドリップ量を少なくし、品質が変わらないと言われております。6次産業の育成のために、プロトン凍結機の導入設置についてを町長にお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

プロトン凍結機の設置についてお尋ねでございますので、お答えをしたいと思います。

議員御指摘のプロトン凍結機につきましては、凍結処理した冷凍製品の品質にむらがなく、比較的均一である。また、ランニングコストが安いというメリットがあるとされております。

また、電磁波と冷風をハイブリッド化した凍結技術が応用されておりまして、通常の冷凍では氷点になると製品が凍結し始めますが、プロトン凍結機の場合は、電磁波によって氷点以下でも製品の凍結を防ぐことが可能なため、この凍結していない状態でマイナス40度まで下げて、この時点で電磁波をとめることによって一瞬にして凍結してしまう方法というふうになっております。このため、凍結時には細胞内で氷結晶が大きく形成されないことから、細胞破壊の減少に有効とされておるところでございます。

製品処理時間につきましては、凍結する製品の種類にもよりますが、約2時間とされております。凍結処理した製品は、通常の凍結保存温度であるマイナス20度からマイナス25度で可能とされておるところでございます。

これまでにプロトン凍結機のメーカーから町内にプロトン凍結機のデモ機が持ち込まれ、水産物、肉類、農産物の凍結処理の実証や、プロトン凍結された水産物等の試食も行われたことがございます。外津漁協におきましては、水産業や地域の活性化を目指し、新たに水産物加工に取り組むこととなつて、水産加工施設整備が計画をされ、以前、町に支援の要望があったのは御承知のとおりでございます。また、町内ではプロトン凍結機の導入事例が1件ございまして、飲食業者の方が活用されているというふうに聞いているところでございます。

ふるさと納税の返礼品として、事業者などから水産物や肉類の加工品などの冷凍品も提供していただくようになって、以前と比べ、地元において水産物や肉類の加工品に対する取り組み意識が変わってきていると感じております。

プロトン凍結機は、水産物や肉などの品質を保持できる有効な冷凍設備と考えておりまして、ふるさと納税の返礼品についても、プロトン凍結機を使用して冷凍処理することによって品質をアップさせることは有効な方法であるというふうと考えております。

しかしながら、プロトン凍結機を町が整備することを想定した場合、まずは関係事業者等の誰もが利用できる。また、利用しやすい施設に設置できるのが基本になると考えておるところでございます。また、このような条件を満たすプロトン凍結機を設置できる施設があるのか、新たに施設を整備する必要があるのかなどを検討する必要があるございまして、施設の管理面でプロトン凍結機の適正な利用、維持管理上、町の直営というのは考えにくいので、管理委託あるいは指定管理制度の適用が必要となりますが、当然、利用者には施設使用料を支払っていただく必要もあると考えております。さらに、例えばある場所にプロトン凍結機を整備したとして、関係事業者がそれぞれの加工場所で下処理をし、プロトン凍結機利用の

ただけに施設を利用するのかなどの問題が考えられます。本来は、作業効率を考慮した場合、下処理から凍結まで同じ施設内で作業するべきであると考えるところでございます。

いずれにしても、事業者、生産者などからプロトン凍結機の整備の要望が出された段階で、先ほど申しました内容を総合的に勘案しまして、町として整備できるのかどうかを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいまプロトン凍結機について設置要望のお考えをお尋ねしましたところ、この特徴を詳しく説明ございました。問題は、設置する場所、管理等々がクリアすればと。また最後に、事業者、使用者さんの申し込みがあればという非常に前向きな答弁がございました。

町内で加工食品を製造されている業者さんは、これまで設備経費等に出費されてきておられまして、個人でプロトン凍結機の購入はちゅうちょされておるんじゃないかなろうかと思っております。共同で使用するようになれば、玄海町独自のブランド商品育成を促すのではなかろうかと思っておりますので、ぜひ導入の計画を要望させていただきたいと思います。

ただいま町長に、人口減少問題の対策に空き家バンク制度の制定、結婚相談員の設置、結婚事業の推進について質問させていただきました。人口減少対策は町としても、町長の答弁がありましたように、いろいろな施策、対策を施しておられますけれども、しかし、人口減少問題はもはや避けては通れない現実と受けとめ、行政機関がしっかりとした人口減少対策を実行していくことを要望いたしまして、一般質問を終了いたします。

○議長（上田利治君）

以上で友田国弘君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。3番脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回、私は3つの件について質問をさせていただきます。まず、1番目に農業の現状と対策について、2番目に介護保険の一部改正による町の対応について、3番目に学校教育について、以上3つについて町長並びに教育長に御質問をいたしたいと思います。

まず、1番目の農業の現状と対策についてということで質問をいたしますが、ことしの10月に全国棚田サミットが玄海町で行われました。これにつきましては、全国から棚田地域を持った関係者の方が一堂に会して、その棚田の問題についてのいろんなことを話し合う会議でございまして、町でも1年前からその準備をされておったと聞いております。その棚田サミットの会議の結果について町長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

脇山奉文議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、10月23、24日の2日間にわたって開催をいたしました全国棚田サミット開催の結果と今後の棚田対策についてでございます。

サミットには、全国33の都道府県から661名の参加をいただいたところでございます。そのうち、町内からも67名の方に御参加をいただいております。来賓者としては古川康衆議院議員、丸山農林水産省農村振興局地域振興課長を初め17名の方、招待者としては国、県、唐津市、町内から54名の方の御臨席を賜ったところでございます。

イベント開催中に御協力をいただいた方々としましては、県職員延べ10名、唐津市職員、市内支援者の方延べ14名、玄海町職員、町内の支援者延べ390名の方々、合わせまして延べ414名の御協力によりまして無事に閉幕することができました。町内外からの支援者の皆様方には、この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと思います。

次に、サミット全体を通しての感想を申し上げますと、開催前の準備作業に対する計画のおくれなど反省点はあったものの、大会自体はスムーズに行われたものと思っております。

さらに、サミットの内容に触れさせていただきますと、私も首長会議に参加をいたしまして強く感じましたことは、棚田を抱える地域にとっては、いずれも高齢化や担い手不足などの問題を抱えていると再認識したところでございます。また、分科会におきましても、高齢化と担い手問題、離農・離村がふえている現状、それからさまざまな担い手をマネジメント

する地域リーダーの育成、それから国の制度にもあります地域おこし協力隊などの活用による農村の発展などが議論されたようでございます。

棚田サミットの詳細につきましては、冊子の形で報告書にまとめまして、後日、議員の皆様方にも配付をさせていただきたいと存じております。

続きまして、今後の棚田対策についてでございますが、先ほども触れましたように、本町においても高齢化や担い手不足など共通する課題であると認識をいたしております。

去る11月24日に、知事広聴事業『山口知事のさー行こう！』が実施をされ、山口知事と浜野浦棚田保存会との意見交換会の中で、今後の棚田保全のあり方について意見が出されたと聞いております。

本町としましては、平成27年度から始まりました日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払事業、それから多面的機能支払事業の補助制度を有効に活用していただくとともに、棚田組合並びに県関係機関とも連携をしまして、棚田の保全に今後も努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、町長もおっしゃいましたように、全国から多くの方に御参加をいただき、盛大のうちに開催をされ、無事に終わったということでございまして、非常に喜んでおるところでございますが、やはり日本の国土の中では、そんなに大きな平野部がたくさんあるわけじゃなくて、こういった中山間の棚田の地域というのが全国的にやっぱり広がっているということだろうと思いますが、今日の高齢化、それから人手不足、そういうものを考えますと、この農地が本当に守られていくのかというのが非常に心配をされるところです。

特に先日の新聞を見ますと、農家の平均年齢は66歳ということで、これが年々上がってきております。若い方も含めての年齢ですから、もうそれこそ70歳を超したような方もたくさん農業をされておるということだろうと思います。そういった中では、非常に高齢化による問題というのにも出てくるんじゃないかなというふうに思います。

特に棚田の場合を考えてみますと、今、町長も言われましたけれども、サミットの中で分科会でも出てまいりましたが、非常に耕作条件というのが悪くて、これを維持していくためには多くの労力と、それから機械化が非常にやりにくいという中で、その維持管理が難しい

ということを言われておりました。

私も考えてみますと、浜野浦の棚田を例にとりましても、棚田百選ということで全国で100に選ばれた棚田ではございますけれども、現実的にはもう休耕をされておる水田、つくられていない水田も中に多く見られておるようでございまして、非常に景観を損なうといえますか、せっかく水田の中に夕陽が沈むといえますか、そういう全国でも珍しい景観があるにもかかわらず、やっぱりその地域の人にとってはその維持が難しいというようなことになっておるようでございまして、今後はさらにそれが進むというふうに思っております。

そういう中で、玄海町は考えてみますとそういった棚田が大部分ですね。平たん地というのはごく一部しか玄海町の場合ではなくて、そして、棚田の分については相当数がもう休耕地といえますか、荒れたような形でなっておるのが現状じゃないかと思います。

そういった中で、玄海町としては農業はやっぱり振興していかなくちゃいけない、後継者は少ないけれども、いろんな意味で頑張っていかなければいけないという中で、これからの農業施策といえますか、そういうものについては、先ほど町長ちょっと触れられましたけれども、棚田の保全をするための対策というのを考えていかないと、玄海町の場合はそれも重要な施策にするべきじゃないかなというふうに思っております。条件等は非常に悪い中で、そういった町内の方々に、農家の方々に頑張ってもらわなくてはいけないわけですが、町としてもそれなりの対応というか、対策はとるべきだと思うんですけれども、町長、先ほど言われましたけれども、さらにもう少しちょっと考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

特に棚田については、先ほども申し上げましたけれども、実は長い歴史の中で、これは日本だけではないですけれども、棚田によってそれぞれの食生活を守ってきたという非常に大きな基本がございます。そのことを、今のような食料状況が少しでもよくなったからといって、それをないがしろにするような施策はやってはいけません。ですから、やはり棚田を基本にしながら、しっかりと町民の皆さんがそういった意味での食料を十分に配給できる——配給という表現は正しくないですけれども、食品をつくっていただけるような、そういった状況づくりに、ぜひ棚田の保全を加えて、しっかりとしたお米をつくっていただく。もしくはそれ以外でも、棚田に——これは例え話で大変申しわけないですけれども、薬草園

を利用した薬草の栽培をしていただくとか、そういったこともつけ加えて、もっとほかにもいろんな案がたくさんあるというふうに私も思っておりますし、うちの産業振興課でもそのように考えてくれると思っておりますので、そういったものもあわせて、棚田の保全は今後私どもとしては大変重要な施策になっていくのではないかと。今、気を引き締めてぜひやらせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

そうですね、今、町長が言われましたけれども、私もこの棚田を利用した薬草の栽培等についても考えていくべきということで、これは後ほど質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、やっぱり有効利用ということを考えていかないと、今の状況を見ても、もう見るに忍びないといいますか、以前に比べたら非常に棚田地域の水田というのは大きなやぶになってしまっていて、この役場の近くでもそういったところが見受けられるような状況でございますので、ぜひ何らかの対策をとっていく必要があるんじゃないかと思っております。

これに関連して、2番目に有害鳥獣対策についてということで質問をしたいと思っております。

これは先ほども質問をいたしましたけれども、有害鳥獣、特に玄海町でいいますと、イノシシ、カラス、それにアナグマ等も出てきておるようでございますが、農作物を非常にこういった動物が荒らし回っているというのが現状でございます。しかし、これはもう殊、玄海町に限らず全国的なことで、いろんなところで大きな被害が出て、それぞれの地域の方は一生懸命やっておられるようでございますけれども、その被害が年々ふえておるというような状況のようでございます。

加えて、今まで離島にはそういったイノシシはいなかったというのが、最近では馬渡島とか、加唐島とか、神集島とか、そういった島にもイノシシが海を泳いで渡って、その島で繁殖をしておるというふうなことで、加唐島だったですかね、イノシシのほうはふえ過ぎて、もう住民の人口をはるかに超えておるというような事例も言われております。

また、玄海町におきましても、今、イノシシ対策につきましては、水田及び畑は電牧かメッシュをやらないと作物はとれないというような状況でございまして、これに対する対策というのを一生懸命、役場のほうでもやってあるとは思いますが、テレビを見ておりましたら、愛媛県の瀬戸内海に面した島で、ここはミカンの産地ですけれども、非常にいいミカン

がとれる島だそうです、イノシシのためにそのミカンがほとんど食い荒らされてしまうと。もうこれはイノシシとの戦争ですよということを、その島の区長さんが言われておったのをテレビで見たことがあります、そういうふうな状況で非常に深刻な問題になりつつあるんじゃないかと思っております。

特にそういう面で、玄海町として今現在どのようなことをやられておるのか、捕獲頭数等についてどのくらいの数がとられておるのか、御質問をいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

有害鳥獣対策についてお答えをしたいと思います。

まずは、有害鳥獣の被害状況であります。平成26年度の県全体と本町の実績を報告させていただきたいと思います。

県全体の被害状況としましては、県生産者支援課の調べによりますと、被害面積506ヘクタール、被害金額は207,000千円となっております。このうち、イノシシによる被害が全体の54%を占めて、次にタヌキ、アナグマ等の中型ほ乳類によるものが16%、そしてヒヨドリ、カラス等の鳥類によるものが30%でございます。

県全体の被害状況のうち本町の被害状況につきましては、被害面積7.7ヘクタール、これは内訳で言いますと、田が6.5ヘクタール、畑が1.2ヘクタールということになっております。被害金額は545万円となっております。このうち、イノシシによる被害が町全体の85%を埋めておりまして、次にヒヨドリ、カラス等の鳥類によるものが12%、その他、例えばタヌキ、アナグマ等によるものが3%でございます。このことから、本町は佐賀県内においても被害に占めるイノシシの割合が特に大きいという特徴が見受けられます。

次に、農作物被害の主な原因であるイノシシの捕獲頭数について御報告いたします。

平成26年度、県全体のイノシシ捕獲頭数は2万1,797頭でありまして、そのうち佐賀県唐津市、本町、農協等で構成する唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会では4,004頭、本町では444頭でございました。

ちなみに、本町の捕獲頭数につきましては、平成24年度は337頭、25年度が405頭、26年度は444頭とふえ続けておりまして、27年度10月末現在で既に357頭が捕獲されております。唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会玄海支部の駆除班14名の皆様の御尽力によりまして、昨

年を上回るペースで駆除が進んでいる状況でございます。

しかしながら、ふえ続けるイノシシの駆除に対応できなくなっている現状を踏まえ、本町においては生産組合長会や広報玄海などを通じて、今後も町民の皆さんに狩猟免許の取得を呼びかけてまいりたいと考えております。

なお、狩猟免許を取得された方に対しましては、狩猟免許登録の更新にかかる費用の一部及び捕獲に必要な餌代を助成いたしまして、狩猟免許取得者の負担軽減を図っているところでございます。

平成27年度におけるイノシシ生体1頭当たりの捕獲報奨金につきましては、4月から10月の駆除期間では国、県、町の予算枠の範囲で最高13千円、11月から3月までの狩猟期間では町の単独予算で6千円でございます。

農作物被害防止の取り組みにおいては、駆除だけではなくて予防することも重要であると考えて、唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会では、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業によって、ワイヤーメッシュや電気牧柵、箱わなの購入等被害防止対策事業を行っております。

このように、有害鳥獣対策には各種の事業がございますので、農業者の皆様におかれましては自分たちの農地は自分たちで守るという意識を持って、これら事業に積極的に活用をいただいて、官民連携した有害鳥獣対策に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、町長のほうから御報告がありましたが、年間に玄海町だけでも400頭ぐらいのイノシシをとってあるということのようでございます。しかし、そういった捕獲をされる方が町内で14名ということございまして、これぐらいの方で400頭もというのは、とられる方にとっては非常に大変じゃないかなというふうに思われるわけですね。

といいますのは、このイノシシというのは、大きいやつは100キロ近くあるわけございまして、うちの議員さんの中にもそのイノシシと格闘された方がおられますが、本当に命がけですね、大きなその動物を殺すということまでやらずにちゃいけないわけですので、ただ単に、わなにかかったから、そのまま誰かに引き継ぐというんじゃないくて、とどめまで刺さなくちゃいけないと。これは非常に残酷ですけども、それをやらないといけないというこ

とで、そういうことから考えると、この料金についても、以前からこれは私はずっと言ってきたんですが、もう少し上げるといことも町の施策として、産業のほうの施策として大きく取り上げていかなくちやいけない、もう本当にそう思うわけです。

それと同時に、水田、畑もですけれども、今一番、困っていらっしゃるのは、町内で、自分の家の近くに家庭菜園でいろんな作物をつくっておられます。そういった作物がほとんどですね、今イノシシはもう庭先まで出てきております。現実にはですね。そして、そういったせっかく丹精を込めてつくられた野菜、これは売るんじゃなくて自家消費の野菜だと思いますけれども、そういったものがほとんどとれないような状態、これを非常に多く聞きます。

ということで、昔は数がふえることを、ネズミは多産でございますので、ネズミ算というふうに言われておりましたが、もう今はイノシシがそれと同じようなことで、1年に五、六頭の子供を持って、それが来年はさらにふえていくということで、イノシシ自体も相当縄張りが狭くなってきて、いろんなところに出てこざるを得んような形になっているんじゃないかなというふうに思われるわけです。

そういった中で、メッシュの補助とか電牧の補助というのもありますけれども、これは小さなところでは補助対象になりませんし、また、人の場合もなかなかその補助の対象にはならないということになっておりまして、そういうふうな1人の水田、畑では、自分で自費でやらざるを得ないと。やらないと作物はできないという状況のことを町長にも知っておいてほしいと、もう現実にそういうふうになっておるということを、町長さん、ぜひ理解してほしいと思います。

ここでは、共済金が5,400千円ほどおりているというふうなことを言われましたけれども、これはほんの一部ですね。ですから、共済をもらうほうは、水田とか大きな畑の方がもらっておられると思いますので、実際的な被害はその何倍かになっているんじゃないかというふうに思います。

そういうことを考えていくと、1つはやっぱりそういうふうな防護柵の補助対象というのをもう少し柔軟にというか、町独自で補助もあるようですけれども、それ以外にも町として考えていただきたいということ。

それから、捕獲をされる方をですね、町長、先ほど言われましたが、やっぱり一人でも多くそういう方を育成というか、養成をしないと、少ない人数でこれだけの頭数をとるとするのは本当に大変だろうと思います。

それから、それをまた処理するというのが大変なことになるようございまして、1頭か2頭であれば、それこそ何とか知人と解体をしてということで食べることもできるでしょうけれども、月のうちに5頭も6頭もとられる方もあると聞いておりますが、そういった方については、その処理についても大変だろうと思います。

ですから、そういうことについても、ちょっと聞きましたら、イノシシの加工ですか、そういうものについては非常に時間制限といいますか、そういうものがあって、すぐ簡単には、殺してから1時間も2時間もかかったんでは肉がどうしようもないというふうな、利用できないというふうなこともあるようございしますけれども、唐津の中で相当数の頭数がとられておりますので、これは玄海町だけの考えということでなくて、やはり上場なら上場、そういうことを単位として考えて、そういう処理施設なんかも考えられたらどうかというふうに思っておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに今、脇山奉文議員さんが御指摘いただいたような状況にあるということは、私自身も認識をさせていただいております。それも含めて、やはりこの有害鳥獣対策については力を入れていく度合いをふやしていかなければいけないというふうには考えております。

それと、唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会の中でしっかりとそのことを再度検討をしていただいて、協議をしていただいて、特にとられる方の対応も十分に今後対処していけるように考えていきたいと思っております。

それから、狩猟期間中で6千円を出しているのは私ども玄海町だけでございますので、そういう意味では、やっぱりこの有害鳥獣広域駆除対策協議会の中でしっかりとそういった旨も話をさせていただきながら協議をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、処分地に関しては、今もう脇山議員御指摘をいただいたとおり、実は死後30分以内でないと対象にならないということもございしますし、佐賀県内でも何カ所かそういった処理場を持ったところもございします。そういったことも含めて、対策協議会の中でしっかりとこの協議もしていただいて、例えば焼却炉の設置などの取り組みもございしますけれども、これも本町の現状を整理して、今後その有害鳥獣広域駆除対策協議会の中でも皆さんの御意見をお伺いしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

いろいろ問題はあるようでございますが、実際問題として非常に農家の方が困っておられるということですね。これの対策は、やはり今申し上げましたようなことで、ぜひ町の農業関係の重要な施策として取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、これも関係があるんですが、休耕農地の再利用と薬草栽培についてということで質問をしたいと思います。

現在、先ほど町長も言われましたが、玄海町の棚田を初め、たくさんの農地が休耕あるいは荒廃しておる現状であります。これは、1つは国の施策によるものじゃないかなと私は思っております。それはなぜかといいますと、もう40年ぐらい前から始まりました米の減反政策、それによって多くの農地が休耕ということになりましたが、こういった中山間地では真っ先に条件の悪いような水田を休耕にしてきた経過があります。

それから、ミカン園の園転事業ということで、多くのミカン園が切られてその跡がそのままになっておる。しかし、それは農地ということになっておりますので、そういった意味で、国の施策によってそういうものがつくられてきたというのはもう間違いない事実だろうと思います。

そういった中で、玄海町としてもそういう面積がどれぐらいあるのかということ、それと、先ほど町長も言われましたけれども、そういった減反田、畑を何かに再利用できる方法がないのかということで、今、玄海町では薬草栽培についての研究をされております。その薬草栽培も、もともと甘草ということでされておりますけれども、これはなかなか時間もかかるようでございますので、そういった中で、ほかにもいろんな薬草があるということで、それらをやはりそういったところで作ることができないのかということですね。特に薬草ということになると、イノシシも食わないんじゃないかなと。種類によってですけど、甘草みたいな甘いやつは好物で、根を掘りくり返すかもしれませんけれども、薬ですから、薬になるような薬草というのは、においがしたり味が悪かったりということで食べないような、そういうものもあるというふうにも聞いております。もちろんこれは、一番農家で思われておるのは、つくった薬草を買ってくれるところがあるのかという、販売できるのかということがやっぱり一番大きな問題じゃないかというふうに思いますので、そういった中で町として

も、せっかく薬草栽培所を持っておりますし、これからの農地でそういった遊休農地を利用した栽培というのができないのか、あるいはそれを進めていくべきじゃないかなというふう
に思っておるわけですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

休耕農地の再利用と薬草栽培についてお答えしたいと思います。

まず、本町の農地の概要について御説明したいと思います。

農家台帳によりますと、本町の農地面積は田が722ヘクタール、畑が901ヘクタールの合計
1,623ヘクタールでございます。このうち、遊休農地につきましては田が24.8ヘクタール、
畑が75.9ヘクタールの合計100.7ヘクタールと農地全体の6.2%を占めております。

これは今、議員も御指摘いただいたとおり、昭和40年代の米の減反政策や、それから昭和
60年代から実施された温州ミカンの園地転換事業、それから輸入農作物増加に伴う価格低迷、
そして担い手の高齢化と労働力不足が主な原因と考えられます。遊休農地の増加は、地域の
活力低下や多面的機能の低下が懸念されますので、この発生を防止することは大きな課題と
なっております。

国では、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たな農業経営を営もうとする方々の参
入の促進などによる農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図って、もって、農業の生産
性の向上に資することを目的として、農地中間管理事業の推進に関する法律が平成26年3月
1日に、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
が平成26年4月1日に施行されたところでございます。

その後、本町においても生産組合長会や広報玄海等において事業の周知を図り、希望者の
掘り起こしを図っておりますが、中山間地域という特性上、これがなかなか進まない状況で
ございます。農業に適した平たん地が少なく、生産効率の低い農地が多数を占めております
ので、現在の耕作地を維持するだけでも、農家の皆さんは大変な御苦勞をされておられるわ
けでございます。したがって、現在の耕作地を維持、保全した上で遊休農地対策を講じ
ておるところでございます。

その取り組みとしては、中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払交付金事業がござい
まして、平成27年4月から日本型直接支払制度として法制化をされ、農業の持つ多面的機能

の維持、発展のため、地域活動や営農活動に対して支援を行うものでございます。既に中山間地域等直接支払制度においては町内16地区が、多面的機能支払交付金事業においては町内全地区が取り組んでおられます。引き続き耕作地の維持、保全に大いに御活用いただきたいと考えております。

また、遊休農地を耕作可能な農地に再利用するためには、灌木の除去や整地、耕うん等の整備が必要になります。佐賀県、唐津市、本町及び農協等で構成をしております唐津東松浦地域農業再生協議会では、耕作放棄地再生利用緊急対策事業という補助事業がございますので、必要に応じて御活用いただければと考えております。

議員御質問の薬草栽培につきましては、現在、町内の2名の農家の方が取り組んでおられます。お一人は大藪の方で、ことし3月にミシマサイコとトウキを約1,250平方メートルずつ作付されました。そして、来年の1月から2月にかけて収穫予定でございます。その後、ミシマサイコは生薬の原材料として奈良県の漢方薬専門の間屋に出荷をし、トウキは町内業者が粉末に加工した上で神奈川県化粧品会社に出荷予定でございます。もう一人の方は普恩寺の方で、ことし10月にミシマサイコを約2,400平方メートル作付されました。平成28年度中に収穫をし、こちらも奈良県の漢方薬専門の間屋に出荷予定でございます。

今後につきましては、お二人以外にも農業法人を組織して薬草の栽培を行いたいとの相談をいただいております。薬草の産地化に向けて徐々に取り組みが広がっていると実感をしてしております。

本町では薬草の栽培を広めるために、平成26年7月に玄海町薬用植物栽培推進補助金制度を施行しております。これは、ミシマサイコやトウキなどの薬草を作付する方に対して、10アール当たり50千円の補助金を交付するものでございますので、この補助金を活用して町内の多くの方々に栽培していただきたいと考えております。

また、重要施策の取り組みの一つでもございますので、薬草栽培の推進だけではなくて、ジャパン・コスメティックセンターを初め、関係機関と連携をしながら販路開拓を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

そうですね、今、町長が言われましたようなことで、今現在、栽培される方は多くはない

ようですけれども、ぜひこれを推進していただきたいと思います。なぜかといいますと、今、町長が発案をされ、薬草の栽培ということで、特に甘草の栽培が日本でできないかというふうなことで、九大と共同研究がなされてきましたけれども、やはり年数がたつてくるとですね、4年も5年もたつて、まだ何にも進んでいないじゃないかと、町民から見るとですね。そういったような形で本当に物になるのかと、多額の金をつぎ込みながら、それがなかなか実を結ばないじゃないかというふうな声も町内では結構上がってきております。

そういった中で、ここはもともとが薬草の研究所ということで設立をされた施設ですから、町長がいつも「原子力もある町ですよ」というふうなことで言われておりますけれども、私はそれを置きかえて「薬草もある町」というふうなことで、必ずしも甘草だけに限らず、玄海町でそういった薬草ができる環境が整った場合、できる作物があれば、ほかにその作物にかわるものとして、やっぱり町としては推進をしていくべきだろうというふうに思っておりますので、大いに期待をしておりますから、これをぜひほかの方にも勧めていただきたいと、産業の柱として勧めていただけたらというふうに思います。

それでは、次に移ります。

2番目に、介護保険の一部改正による町の対応についてということで御質問をいたします。

といいますのは、介護保険につきましては、現在、これは医療費と同じでどんどん高齢者が年々ふえてくる中で、医療費、それから介護保険についても、その費用というのは右肩上がりに毎年上がっていつておるわけでございます。そういった中で、国もその重要な施策というふうなことでの捉え方をされておりますが、現状のままでもその対象者がどんどんふえるわけですから、必然的にお金も人手もかかってくるというようなことですが、そういった中で、国はいろんな施策といいますか、法律の改正をしながらやっておられるようございまして、必ずしもこの改正が皆さんのためになるというか、町民のためになるばかりではないようございします。

特に今回の改正を見てみますと、今まで利用できていた施設が法律の改正によって利用できなくなると、こういうふうな状況も生まれてきそうございまして、これはやはり時代に逆行しておるといいますか、特に私が言いたいのは、玄海町の場合はわずか6,000人の人口でございまして、そのうち65歳以上が1,500人か1,600人ですか、そういった中で、いろんな施設を町独自で全部つくって高齢者に対応をせろということは非常に難しいことじゃないかというふうに思います。ところが、今回の改正では、それぞれの市町村の方しか利用ができ

ないと、こういうふうな法律の改正が一部なされておるようでございますので、この辺について町長にお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

介護保険制度の一部改正による町内の状況、それから今後の計画についてお答えしたいと思います。

まず、国の現状について簡単に御説明をしたいと思います。

国内の総人口に対して65歳以上の高齢者が占める割合、いわゆる高齢化率でございますが、内閣府の高齢社会白書によりますと、介護保険制度創設の平成12年は17.4%でございましたが、その後も高齢化は進行し続けておりまして、昨年度には高齢化率が26%と国民の4人に1人が高齢者という高齢化社会を迎えております。

さらに、昨年6月、厚生労働省から発表されました介護保険事業状況報告年報によりますと、要介護認定者数が平成25年度には580万人を超えて、高齢者の18.2%の方が介護が必要な状態となっております、介護保険制度創設から13年の間に約2.3倍にふえている状況でございます。

このような要介護認定者の増加に伴って、介護サービスの受給者や介護給付者、給付費がふえ続けている一方で、先日、政府は特別養護老人ホームの待機者を解消する方針を固めたとの報道がございましたが、全国に現在52万人以上の待機者がいると見られておりまして、前回調査から4年間で約10万人もふえているという施設不足がより深刻な状況になっております。

では、本町の現状についてでございますけれども、高齢化につきましては本年10月末現在、高齢者の人口が1,705名で、高齢化率は28.2%になっております。また、要介護認定者につきましては246名で、高齢者の14.4%が介護を必要とする状況となっております。

次に、介護サービスの利用状況でございますが、本年10月の実績を見ますと、デイサービスなどの居宅介護サービス利用者が130名、グループホームなどの地域密着型サービス利用者が11名、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス利用者が69名の合計210名となっており、6年前の10月実績と比較をしますと、居宅介護サービス利用者が15名増加し、グループホームなどの地域密着型サービス利用者も4名増加をしておりますが、特別養護老人ホーム

ムサービス利用者については同数の69名と横ばいの状態となっております。

ちなみに、町内には介護サービス事業所が9カ所ございますが、そのうちデイサービスと呼ばれている通所介護や特別養護老人ホーム、地域密着型サービスの3カ所については満員の状態で、待機者は特別養護老人ホームの14名、地域密着型サービスの2名ということになっております。

今後の高齢化を予測しますと、10年後——これは平成37年ですけれども——には、高齢者が1,783名に達し、高齢者率も33%と町民の3人に1人が高齢者になるとの推計も出ておりまして、介護認定者についても401名と高齢者の22.5%もの方が介護が必要になると見込まれているところでございます。

このような超高齢化が進行する中、今後、介護を必要とする方々に十分なサービスを受けいただくことができるのかという心配もあろうかと思いますが、現在、満員状態のデイサービスや特別養護老人ホームといったサービスについては、他市町村の事業所でもサービスを受けることができるようになっておりますので、柔軟な対応が可能でございますが、地域密着型サービスについては他市町村の事業所を利用することが原則できないという制度となっておりますので、何らかの手当てが必要となってきたところでございます。これはもう御指摘のとおりでございます。

このような課題も踏まえた上での今後の計画についてであります。昨年、老人福祉法と介護保険法に基づいて、平成27年度から3年にわたって高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定しておりますが、高齢者のニーズに基づいてサービス事業所の整備計画についても検討を行っておりまして、その結果として、福祉関係施設計画との連携をとりながら施設整備を行うこととしております。

福祉関係施設計画の概要を簡単に説明しますと、これまで行っている通所介護や介護予防教室の施設を新設し、居宅サービスや介護予防事業の充実を図るとともに、特別養護老人ホームの入所基準が変更されることにより、要介護1、2の方の受け皿としても期待されるサービスつき高齢者住宅を新設するほか、認知症が原因で行方不明となる高齢者の急増が社会問題となっている現在、今後の認知症高齢者を対象とした介護サービスの基盤強化が不可欠であることから、地域密着型サービスのグループホームや認知症対応型通所介護といった施設を新設するものでございまして、ほかにも幼児から高齢者まで利用できる宅幼老所の新設も計画しているところでございます。この施設が福祉や介護サービスの施設という枠にと

られることなく、宅幼老所を訪れた子供たちと高齢者の皆さんが楽しく世代間交流ができる場として、また、ふだん家族の介護をされている方の息抜きや情報交換の場といったように、さまざまな人たちが集い、コミュニケーションの拠点として活用できる施設にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

介護教室の予防については、もう今、町長が答弁されましたので、はしよりたいと思いますが、ここで1つ町長にお願いをしておきたいと思いますのは、先ほどの地域密着型のサービスについては、18名以下の小さな施設については、今後はそれぞれの市町村の方しか利用できないということで、例えば玄海町の方が唐津のそういった施設にお願いをしたいと。今まではよかったんですが、これがこれからはできなくなるということですね。

それでは、今、町長も言われましたように、これから10年後の人口動態を見ても非常に高齢者の方がふえてくる、あるいは介護の対象者が相当ふえてくる、こういった中で、それじゃ、玄海町だけでそれらの方々を対応できるのかと。収容する施設、そういったものがあるのかというふうなことを考えていくときに、やっぱりこれは唐津のほうにも、そういうふうな利用ができるということをお願いして、絶対できないということじゃないようでございますので、できましたらですね、この市町間の協議によって、町内の方が唐津でも利用できるということをお願いしていただきたいと。これはそういう協議をすれば、何とかなるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひそれをやっていただきたい。

といいますのは、町長さんは唐津の市長さんとも大変懇意にされておりますので、トップ同士でそういうふうな協議でもされれば、下のほうの担当の課の協議もスムーズにいくのではないかというふうに思っておりますので、今のところは法律ですからということで門前払いをされるような雰囲気でございますので、ぜひこれは協議をして利用ができるような形とこのをとっていただきたいと思いますが、町長さんいかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員が御指摘いただいた件については、十分に唐津市さんと協議をして、唐津市

の了解をとって、現実的にはそういう作業をやらせていただいて、小規模事業者のところにですね、町内で実際に待機者もいらっしゃるわけですから、そういう意味では了解をいただきながら唐津の事業所に預かっていただくというふうなことを今後は考えていきたいと思っておりますし、現時点でも実は玄海町からも唐津の事業所に行かれている方もいらっしゃる現状を踏まえて、十分に唐津市さんと相談をさせていただいて、前向きに進めていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

ぜひそれをやっていただきたいなと思っております。町にもそういった要望書等も来ておるとしますので、ぜひそういうことで町長に御努力をお願いしたいと思っております。

次に3番目ですが、学校教育についてということで、ここで教育長に御質問をしたいと思いますが、現在、4月から新しい学校、玄海みらい学園が開校いたしました。これにつきましては、非常に長い間の懸案といえますか、いろんな地域に——地域の特徴もございまして、実情もございまして、非常に反対の声も大きかったわけですが、やはり玄海町の将来を考えての総合的な判断ということで小中一貫校が生まれたわけでございまして、これにつきましては関係者の皆さんの御協力があったものということでございますが、ただ、その中で最近、みらい学園についてのいろんな問題が起きてきているんじゃないかというような声が上がってきております。

そういうふうなことの中で、实际的にどういうことが起きておるのかということ、特に私の聞いた範囲では、授業の態度、あるいはいじめ、それからたばこの喫煙、こういうものが行われているということを耳にしたわけでございますが、現状はどうか、そういうことについて教育長にお伺いをいたします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

脇山議員さんから玄海みらい学園の現状についての御質問をいただきました。

まず初めに、きょうは区長会の皆様方も傍聴に来ていただいておりますけれども、区長会の皆様を初め、町民の皆様の御協力、御理解をいただきまして、この4月から玄海みらい学

園を開校し、それから運営をさせていただいておりますことに対しましてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

それでは、今、議員さんのほうから、いじめやたばこのことが具体的にお話をされましたけれども、どのような問題が起こっているのかということで現状についての御説明をさせていただきたいと思います。

まず、おっしゃいましたいじめについてでございますけれども、いじめにつきましては、さきに国のほうで法律が制定されまして、いじめ防止対策推進法という法律が成立をいたし、施行されております。この法律において、いじめについての定義がなされておまして、いじめとは、同じ学校に在籍するなど一定の人間関係にある者が、心理的または物理的な影響を与える行為というふうに定義がされております。

つまり、玄海みらい学園で一緒に生活している子供たちが、その相手の子供、児童・生徒に心理的または物理的な影響を与える行為を行っているという事例でございますけれども、統合する前の昨年度、26年度につきましては、町内の小学校につきましては、本人、それから保護者、それから関係者からの通知によって学校側が知り得た件数——これを覚知件数と言いますけれども、その覚知件数につきまして、それから、その覚知をいたしましたらば、学校に設置しております校内調査委員会で、この覚知の件数を、これはいじめなのかという認定をいたします。昨年度は、小学校につきましては覚知も、認知も、両方とも7件でございます。被害者も7人でございます。今年度はこの小学校につきまして——小学部でございますけれども、小学校につきましては、11月末の時点で、先ほど申し上げました本人、保護者、それから関係者からの通報の件数が7件、そして、校内の調査委員会でこれはいじめであると認定したのが2件となっております。この認知されました2件につきましては、先ほどの定義のとおり、たたいたり、蹴ったりという暴力行為、物理的な行為となっております。

次に、先ほどは小学校でございましたけれども、今度は中学校でございますが、昨年度、中学校におけるいじめの覚知、それから学校で認定した認知件数は1件でございます。今年度は、これも先ほどの11月末時点でございますけれども、2件の認知となっております。この今年度認知いたしました2件のうち、その1件は金銭、お金を強要する、持ってこいというふうな、そういう重大な事案となっております。強要された生徒さんは登校ができなくなるという、そういう重大な事案となっているところでございます。

次に、先ほど議員さんのほうからおっしゃっていただきました、たばこ、喫煙の話がござ

いましたけれども、これらのたばこでございますとか、先生に対する暴力や暴言等々、そういう問題行動についての統計もございますので、説明をさせていただきたいと思います。

問題行動につきましては、昨年度、小学校につきましては1件ございました。今年度、小学校における問題行動——今年度は小学部でございますけれども、問題行動はあっておりません。

次に、中学校及び中学部でございますが、中学生につきましては、昨年度6件の問題行動がございまして、6件にかかわった者は10名の生徒でございます。今年度は11月末までで14件の問題行動が発生し、延べ27名の生徒に指導を行っているところでございます。

特に今月に入って教師への暴力事案、要するに教師に対して暴力を働くという事案も発生いたしましたので、これらの問題行動が発生いたしますと、いつも行っていることではございますけれども、特に保護者の方を学校にお呼びいたしまして、生徒とともに指導を行っているところでございますけれども、先ほど延べ27名と言いましたとおり、何度も何度も繰り返す生徒がいるという現状でございます。

以上が、昨年度、それから今年度を比較しながら、議員さんからいただきましたいじめやたばこという、いじめ問題と問題行動についての現状を説明させていただきました。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、教育長のほうから報告がありましたが、この新しいみらい学園で实际的にたばこの喫煙、あるいはいじめが行われていると。幸い、きょうは議会の傍聴の方、特に区長さん方が来ておられますので、私はそういった意味ではいい機会じゃないかと思って、この質問をということで、事前に通告はしておりましたけれども、知っていただきたい。といいますのは、学校はやっぱり父兄と子供たちということで、なかなか情報が外には漏れません。そういった関係で、こういうことが現実起きておるということを町民の皆様知っていただくいい機会だと思いますので、私はあえてこの問題を取り上げたわけです。

今、せっかく新しい船出で、意気揚々といいますか、教育の環境を整えて、町長がいつも言っておりますように、そういうふうなすばらしい環境をつくって、そして子供たちに将来のために教育して、いい環境をつくってあげてというふうなことで、町としても非常に大き

な金額を投資してその環境を整えておると。現実にはそうだと思いますし、また我々議会も、それを大いに応援をしてきておるわけですが、肝心のその中にいる子供たちがこういうふうな状況では本当にどうなるのかと。これは伝染します。

といいますのは、ちょうど三十数年前ですね、私の長男が有浦中学校のときに、これよりもっとひどい、とにかく学校中にたばこの吸い殻、便器にはいっぱいたばこの吸い殻といひますか、そういうものが落ちておりましたし、火災報知機は全部壊されておりました。授業といいますと、後を向いたり、横を向いたりということで生徒がほとんど授業を受けていない。本当に荒れた時代がございました。そのときには、父兄、それから地域が一体となって、先生と一緒に、その子供たちをどうするかということを非常に真剣に協議をし、そしてその指導をした経過がございますけれども、そのときには各地区で、特に悪い子供たちがいる地域なんかでは何十回もそういうふうな地域の人たちが話し合いをし、子供たちの指導をしてきた経過がありますけれども、今回もですね、特に小中一貫ということになりますと、今までは中学生だけだったのが小学生もおるわけですから、それを見て倣えば、さらにその子供たちが高学年になったら、またそういうことを繰り返すということになりますと、非常にこれは大きな問題になると私は思っております。

そういった中で、そういうことが続いて誰が一番被害を受けるかといいますと、その子供たちなんですよ。その子供たちがやがて大きくなって社会人になって初めて、ああ、あのとき勉強しておきゃよかったと、学校で習ったきゃよかったと、こういうことが必ず出てくるわけございまして、そういった意味でも、今のうちにこれを何とかしないと本当に大変なことになるんじゃないかなというふうに懸念をしておるわけでございます。

この対策については、もちろん父兄の方、それから学校の先生、そういう方々に御努力を願うのももちろんですけれども、やはり地域としてもですね、玄海町で一つの学校ですから、皆さんが共有をして、そして子供たちをどうするかと、こういうことについてを真剣にやっぱり話し合う場、あるいはそういうふうな対策を出していかないと、本当に大変な状態になるんじゃないかなというふうに危惧をしておりますので、殊、教育委員会だけの問題じゃないと思いますから、教育長、しっかりこのことを踏まえて対策というのをやっていただきたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。教育長、先ほど喫煙の件数と人数について答弁していませんから、せっかく

の機会ですから正確に答弁してください。

○教育長（小柳 勉君）

ただいま質問いただきましたけれども、先ほど答弁した内容で喫煙の件数についての説明をしておりませんでした。

26年度の喫煙件数、昨年度の中学校における喫煙件数は2件で、5人に指導をいたしております。27年度につきましては、先ほど言いましたとおり、11月の時点でございますけれども、喫煙につきましては5件で、指導をしたのは18人でございます。（発言する者あり）申しわけございません。今、喫煙だけの説明をさせていただきました。

対策についてどうするかということでございますけれども、まず、いじめにつきましては、これは法律に定まっておりますけれども、対処療法でございまして、覚知の時点で学園と教育委員会は連携をして、そのいじめ解消についての対策を行っております。先ほど金銭強要というお話をいたしましたけれども、そのような重大事案につきましては、法律に基づいて、玄海町に設置しております玄海町いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしまして、関係機関からの助言をいただきながら、その解消に努めているところでございます。このいじめ問題の対策連絡協議会につきましては、警察OB、それから弁護士、人権擁護委員等に入っているところでございます。

次に、問題行動についての対策でございまして、問題行動事案が発生いたしますと、当然、学園は生徒からの聞き取りを行います。そして、指導を行い、そして保護者へ連絡をして、保護者さんに来ていただいたりということも行いますし、職員の間で情報を共有します。そして、PTAにも情報提供いたして共有をしているところでございます。このようなことを行いながら、今後の再発防止、指導のための取り組み、報告書の作成等々に対応しているところでございます。

特に9月以降は問題行動が多発をいたしました。学園も毎日遅くまで保護者を呼んで対応に追われているところでございます。教育委員会といたしましても、PTA、それから家庭、保護者、関係機関との連携を図りながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、重大な事案、金銭や身体に及ぼす事案も発生しておりますので、玄海みらい学園には地元の駐在員さんに定期的に学園内に訪問をしていただいて、子供たちの様子を見ていただいているところでございます。

それから、先ほど言いました対策委員会の委員でございます警察OBの方も、週1回、月曜日には一日みらい学園にいていただいて、子供たちの指導をしていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、地域の皆様方やPTAの皆さんと連携を図りながら、子供たちの生活が安定するよう努めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

これは何度も言いますけれども、本当に真剣に取り組まないと大変なことになるというふうに私は思っております。過去そういう例もありましたので、これをやっぱり他人事というふうなことでなくて、せっかく教育委員会もわざわざ学校に入っているじゃないですか。そういうふうなことで、やっぱりそういうものを踏まえて一生懸命対応をしていかないと。

そして、先ほど教育長言われましたけれども、監視じゃないけれども、そういった方を週に1回というふうな話でありましたが、これは予算をつけてでも、ちょっと今回はですね、その対応のためにはそういう専門の方を雇って、そして毎日でも子供たちの動向についての、監視と言ったら言い方は悪いですが、その子供たちの指導、こういうものやっていく時期に来ているというふうに私は思っておりますので、そういうふうなことで議会のほうも出されれば、それを拒否することはないというふうに思っておりますから、ぜひやっていただきたいと思います。

それで最後に、学力向上ですが、この問題につきましては、私たち文教委員会では、昨年、それからことしというふうなことで、学力向上について長野県と、それから秋田県、これはもう2つとも全国トップレベルのところでございますが、視察に行かせていただきました。いろんなことを聞いてまいりましたけれども、しかし、今この学力向上云々というよりも、学校の授業態度というか、そういうものがちゃんとできていなければ学力向上も何もないというふうに思いますので、この件についてはですね、学力向上よりも前に、もちろん学力向上が一番究極の目的ですが、それさえできないような状態になりつつあるということですね、教育長さんは真剣にやっぱりそれを受けとめられて、今後の対策をぜひやっていただきたいと思います。ですから、答弁要りません。

私は、以上３つの点について町長なり教育長のお考えをお聞きいたしました。特に先ほど最後に申しあげました学校の問題については、せっかく長年の夢であった玄海町１校、それがさらに小中一貫ということで実現をしたわけでございますけれども、その内容が非常にやっぱり、「鉄は熱いうちに打て」というふうなことわざもございますが、本当に今ちゃんと取り組まないと、これは大変なことになるというふうな危機感を持っております。そうなりますと、これは学校ば統合したけん、そうなったじゃないかと、こういう話にもなってくるわけでございますので、そういうことであっては絶対にならないというふうに思っております。そういった意味でも、しっかり教育委員会のほうでも頑張っていただきたいと。議会のほうとしても、そのための協力は惜しまないというふうに私は思っております。そういうことでございますので、これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で脇山奉文君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

（午前11時35分 12番上田利治君 退席）

午後 1 時 再開

○副議長（古舘義純君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。7 番中山昭和君。

○7 番（中山昭和君）

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を行います。

久方ぶりの登壇でございますので、口がまめらなくて値賀弁が出るかと思いますが、御了承のほどよろしくお願いいたします。

財務省が５月に国の借金が2014年度末時点で1,053兆3,572億円になり、13年度末から１年間で28兆4,000億円ふえ、過去最大を更新すると発表されています。原因として、高齢化に伴い、膨らんでいる社会保障費の財源不足を借金で賄い続けていることや、東日本大震災、コンクリートから人へと行って工事をしていけば防げたはずの災害等が考えられます。総務省推計の４月１日時点の総人口１億2,691万人で割ると、国民１人当たり約8,300千円の借金を抱えている計算になります。2015年度末には1,167兆円となり、国民１人当たり9,200千円

の借金を抱えることになるの見通しを発表されています。1年間に国民1人当たり約1,000千円の増額、このままいくと、日本の将来は先が見えてまいります。

要因の一つに、原子力発電所の長期停止により、化石燃料費の増額による——聴取不能——が上げられます。玄海町も1号機が廃炉になり、2号機の廃炉の時期が近くなってまいります。平和ぼけにつかっている場合ではないとの思いでこの場に立たせてもらいました。私の質問が飛び過ぎるかもしれませんが、町長の穏やかな心で、屈託のない意見をお伺いしたいと思います。

通告に従いまして、1番目にふるさと納税と地元企業育成事業、2番目に、みらい学園問題行動調査、3番目に、玄海原子力発電所と地域共生策について、順次、質問させていただきます。

質問席に戻ります。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

ふるさと納税と地元企業育成事業について質問いたします。

一生、行くことはなさそうな都道府県ランキング1位の佐賀県、それも2位とは10ポイントも離して断トツ1位、そのような中で、現在、ふるさと納税国内2位の玄海町でございます。現況報告につきましては、友田議員の質問であっておりますので、結構でございますが、ふるさと納税で同じ人が2回、3回とされた例がありますでしょうか。

それともう1つ、100千円以上とか高額された人に対して、お礼の礼状とか年賀状でもいいんですが、品物だけではなくて、何か対応されていますでしょうか、お伺いいたします。

（午後1時4分 12番上田利治君 復席）

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

中山昭和議員のふるさと納税、現況報告も含めてお答えをさせていただきたいと思います。

さきの友田議員の一般質問でもお答えをしましたが、今年度11月末現在の寄附件数は3万2,044件で、寄附金額は750,160千円となっております。国は重要課題とされる地方創生を推進するため、平成27年度税制改正において、控除限度額が個人住民税所得割額の1割から2

割に引き上げられて、ふるさと納税制度の拡充がなされました。本町としましては、平成26年度までは同一申請者からの寄附は原則1回のみとして、お礼の品も1回分しか送っておりませんでしたけれども、平成27年度からはその制限をなくし、寄附していただいたごとにお礼の品を送るように変更をし、さらに、お礼品の品数をふやして寄附申請者の選択の幅を広げるとともに、玄海町産品のPRを行っているところでございます。

控除限度額が2倍になったことから、高額寄附者数の増加が見られ、特にプレミアムの1,000千円の寄附については、平成26年度実績が312件であったのに対して、平成27年度は11月末現在で360件となっております。

また、以前より大変人気のあった100千円寄附プランのPremiumGENKAIについては、余りの人気ぶりにお礼の品の生産が追いつかない状況にありまして、毎月200件を上限に寄附を受け付けておりますが、毎月1日の寄附受け付け開始日には、十数分で寄附を締め切る状態にございます。このことから、生産者とも協議を行って、新たに100千円の寄附プラン、GENKAI・Timesを設け、12月1日から寄附受け付けを開始しましたが、こちらについても午前中で受け付けを締め切る状態となっております。100千円以上の寄附プランについては、毎月1回、年12回玄海町産品をお送りし、1年間を通して寄附者とおつき合いをすることになることから、さらに玄海町を知っていただくため、毎月、広報玄海をお送りいたしております。また、12回のうち、苦手な食べ物等が含まれている場合は、寄附者からの要望に応じて、品物を変更してお送りしたりと、きめ細やかな対応をすることが口コミでの広がりやリピーターにつながっている一因ではないかと考えております。

本町では、単に寄附に対するお礼の品を送るだけではなくて、全国に玄海町をPRする手段として、ふるさと応援寄附金を活用し、この寄附を通じて、また玄海町を応援したい、産品を買ってみたい、玄海町へ行ってみたいと思っていただけるよう、この玄海町ふるさと応援寄附金をこれからも活用して、玄海町を継続して応援してくださるファンを獲得し、続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

ふるさと納税は玄海町、皆さんがそのように口をそろえて言ってもらえるようになりたいものでございます。

そして、昨年、東京で玄海町フェアがあった際、1,000千円以上の人を招待するとき、入られなくて帰られた人が多分おらっしゃると思いますが、そのときの対応はどのようにされましたかね。例えば、ことわりの礼状を書くとか、そういうことはあったでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

実は、礼状までは出しておりません。ただ、あの期間は、ずっと私ども職員が誰かおりましたから、割引券で入れなかった方々には、その場では丁寧に陳謝をし、それから私どものパンフレット以下、いろんなものをお持ち帰りをいただいて謝らせていただいております。ただ、あのときにみんな割引券で配った方が全員お見えになったわけではなくて、ごく一部でございましたので、そういう形でのお礼状という、陳謝状というものは送らせていただいております。ただ、今回はそういった割引券をつけておりませんので、今年度も対処としては同じような方法で対処していきたいと考えております。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

当たり前のことを当たり前にする、大事なことだと思っております。これは気持ちの問題でございますので、何事も上からの目線ではなくして、やっぱり心が伝わらないので、時には下から眺めて対応するような、そういうことをやってもらいたいと思っております。

玄海町には、全国から年間相当な数の自治体から研修に来てもらっていますので、この地位もいつまで続くか不透明な気がいたします。続いていくためには、佐賀牛、イチゴ、ミカン、タイ、ハマチなどの産品ではなく、薬用植物栽培研究所との接点が重要な役割を持つのではないかと考えられます。来年度から地方自治体への寄附額の約60%に当たる税金を軽減する企業版ふるさと納税を導入する方向で調整に入ったと発表されています。これが導入されますと、薬用植物栽培研究所が重点になってくる気がいたします。魅力のないまちには企業は見向きもしません。ふるさと納税は個人ですが、企業版になれば、どこの市町でも力の入れようが変わってくると想像ができます。開発団地でタマネギづくりも悪くはありませんが、皆さん高齢者で、体との闘いになっている状況であります。脇山議員さんの質問にちょっと重なるかもしれませんが、九大にもかなりの研究費を払ってききましたので、

それを生かせるような薬品、健康食品への作物づくりに貢献できるような研究所になっても
らいたいと思っているわけですが、いかがでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、御答弁いたしたいと思います。

まず、ちょっと薬用研究所について少し述べさせていただきます。

薬用植物栽培研究所につきましては、九州大学及び長崎国際大学と連携をして、甘草やその他の薬草の栽培研究等を実施しているところでございます。九州大学薬学研究院では、成分含有量の高い甘草の育成と大量育苗法の確立のための組織培養研究を行っておりまして、工学研究院では甘草の実生苗やストロン苗の適切な土壌環境を明らかにするために、実験用ハウスや薬草園の補助を利用し、実証分析を行っております。

また、農学研究院では、甘草とその他の薬草の機能性評価を行っておりまして、現在、化粧品や健康食品への応用可能な新規機能性の研究を行っているところです。

長崎国際大学では、高品質甘草の品種登録に向けた取り組み、また、各種薬用植物の栽培研究や薬用植物に関する学習活動を行っていただいているところでございます。

企業版ふるさと納税を見据えてということでございましたので、この企業版ふるさと納税とは、企業が地方公共団体の作成する地方版総合戦略に位置づけられた効果の高い事業へ寄附をした場合、現行の損金算入措置に加えて、法人税から税額控除を受けることができる制度でございます。この制度につきましては、平成28年度の税制改正を内閣官房まち・ひと・しごと創生本部で要望されているところでありまして、対象となる事業については、内閣府が認定をしたものとなっていますが、どのような方法で認定をされるかなど、詳細についてはまだ示されておりません。そういった状況でございます。

現在、本町におきましても、今後5カ年の目標や施策で基本方向を提示する玄海町版総合戦略を策定し、薬用植物栽培研究所で行う事業についても、総合戦略の施策に盛り込むよう計画をしておりまして、今年度中に町の特性を捉えた総合戦略の策定を行い、企業版ふるさと納税制度に対応できるようにしたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

企業版のふるさと納税については、総合戦略ができてからということでございます。

それでは、研究所1号のミシマサイコ茶、これがどのくらい売れているものか、健康茶では最高の私はお茶だと思っております。ただ、売る気があるのかないのか、意気込みが全く見えてこないんですよ。もう少しPRの仕方を工夫してもらいたいと思っておりますが、それと、ミシマサイコ茶は、全国で何カ所でもあるんですかね、玄海町だけですかね。

それと、もう1点、そうなれば、知的財産権はどうなっておりますか。2点お尋ねいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

ミシマサイコ茶に関しましては、実はふるさと納税の返礼品の中にもミシマサイコ茶を入れてお送りをさせていただいております。その分については、私どもが自分がつくったものを自分で買っているというような状態で送らせていただいているというのが現状でございます。現実には、量的な、数量がはっきりと今ここでどれくらい売り上げがあつてということとは申し上げられませんが、ミシマサイコ茶の広報活動については、玄海町フェアでも使わせていただいておりますし、いろんな面で今後さらに広げていけるように、売り上げが上げられるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、ミシマサイコ茶を一般のお店にはまだ出しておりませんので、その点についても十分に今後検討させていただいて、一般のスーパーですとか、そういったところで品物として売れるような形で今後考えさせていただきたいなというふうに思っていますし、それからもう1つ、最後に何とおっしゃったですかね、知的財産権については、そこまで実はこのミシマサイコ茶を登録しているわけではございません。全国には、今現時点では、ミシマサイコ茶というのは、多分日本には私どもだけの商品として出させていただいているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

このミシマサイコ茶、私も飲んでいるんですけど、漢方の香りがして、あれ飲んだら、二

日酔いが一遍で治るような気持ちになるんですよ。こんなお茶はあんまり私、飲んだことないんですよ。だから、これはかなりうまいところPRしてすれば、かなり私は売れると思うんです。だから、例えば、知的財産権でも、もう広まってしまっただけでは遅いんです。早うせなですね。今は商標登録でもなんでも、中国からすぐやられるような時代ですので、これは早く、同時にやってもらわなくちゃいけないんじゃないかなと思っております。

それともう1つですね、町長に提言ですけれども、作物づくりは天候、販売先に左右されて、今、いいとやってつくっても、絶対成功いたしません。やっぱり将来を見据えた目先が物を言います。例えば、人づくりも私、一緒だと思うんですね。100%の万能な人間なんて、おるわけなかですね。どこか抜けとつても、少しくらいの失敗してもいいと思うんです。法律違反をしなさいとは言いませんけれども、書いてあることをそのまま読んで実行するとか、そんなことしてたって、周りは見えんわけですよ。だから、町長に助言なんです、あんまり長う机に座っちゃくと、理屈は言うばってん、体は動かんごたるとが多かわけです。そこで町長、町長直属の、俺任せんかい、私に任せんね、すぐやる課で、何かこやか課ばつくってみたいかがですか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山昭和議員から、おもしろいというか、すごい提案をいただきましたので、十分に私どもとしては考えながら、組織再編も含めて十分に対処をしたいというふうには思っております。

それと、先ほどちょっと言い忘れましたけど、先ほど脇山奉文議員さんが、薬草によってイノシシが来んごとなるじゃないかということをおっしゃっていただいたんですが、実はトウキなんかは、うちの栽培研究所で研究をさせて、今、実際に農家につくっていただいておりますけれども、においが物すごくきつくて、確かにこの半年間、イノシシは一頭たりとも近づいておりません。ですから、そこら辺も含めて、上手にやっぱり連携をしながら、薬草という産品と農産物としての産品を上手にかけ合わせながら、今、中山議員、御提案をいただいたような部分も十分に利用させていただきながら、私どもとしては今後も努力を続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

町長、薬用植物栽培研究所や、かなりいろいろ言われましたので、ひとつどこかで挽回せにゃいかんと思いますので、お互い一生懸命頑張っていきましょう。

次に行きます。地元企業育成事業、共同企業体への取り組みでございます。

ことし11月末までの土木関連発注件数と金額、このことについては、私の口からあんまり言いたくなかったんですけども、あえて言わせていただきます。発注件数33件、金額約1,161,000千円、町内業者22件、約267,000千円、町外業者11件、約893,000千円、町内業者は発注件数が多いわけですが、金額からすれば、4分の1程度であります。専門的工事の内容からこのような結果になったと思っております。経験がないからといったら、100年たっても変わりませんし、日本トップの業者でも、初めから経験がある業者はいないと思います。せっかく地元である工事でありますので、経験を積ませて育てていくというような地元業者育成の点からも、他市町でも導入されている特AとA級、特AとB級というような組み合わせによる共同企業体での発注ができないものかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

共同企業体発注についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

本町における建設工事の共同企業体への発注につきましては、県の取扱要綱などに準じまして、平成25年4月30日制定の玄海町特定建設工事共同企業体取扱要綱によって建設工事の確実かつ円滑な施行を図ることを目的として結成する共同企業体の基本的要件、また、結成の手續等について必要な事項を定め、とり行っておるところでございます。構成員の組み合わせにつきましては、この要綱の第4条で、等級区分が最上位等級に認定されているものの組み合わせ、あるいは最上位等級及び第2等級に認定されているものの組み合わせとするというふうに定めております。また、一般競争入札における公告を行う際の構成員の資格要件につきましては、この条項の規定を考慮し、工事の規模、難易度、内容等を勘案した上で、地元業者が構成員になれるよう、代表者や代表者以外の資格要件を定めさせていただいて、公告を行わせていただいております。

地元業者の育成や地域経済への貢献はもとより、地域の活性化や雇用の維持を図るという

観点などから、受注機会の確保は本町においても大変重要なことであると認識をいたしております。

今後とも適正な競争原理のもとに、公平性を確保して、地元業者の受注機会の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきますようお願いを申し上げますというふうに思います。

それから、先ほど議員おっしゃっていただいたように、共同企業体の数字は、今、御指摘をいただいたとおりの数字で昨年度まで上がってきていたと私も記憶しておりますので、この数字を見ながら、私も少し今後はまだいろんな形で協議をしていく必要があるなというふうに考えているところでございますので、その点についても御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

課題対応策の点からも大事なことだと思っておりますし、何を言っても、災害時だけでの地元業者では寂しい限りなんです。だから、他市町では導入されておるんだから、うちができないということはないと私は思っております。だから、その辺をもう少し煮詰めてもらって、ぜひこれはしてもらいたいと、強く要望しておきます。

次に移ります。みらい学園問題行動調査。

全国の小・中・高校と特別支援学校で認知されたいじめの件数が、前年度から2,254件ふえ、18万8,057件だったことが10月27日の新聞紙上で発表されております。岩手県矢巾町で7月に中学2年生がいじめを苦に自殺して、また、11月には名古屋で中学1年生がいじめに耐えられないとして地下鉄に飛び込み自殺をしております。都道府県のいじめ認知件数を見ますと、小学校の部で一番多い京都府の1万9,732件、九州では宮崎県の7,221件、佐賀県は125件、そのうち、7県がみらい学園だということでございますけれども、大体、24人学級で2人の先生、日本一の学校を建てて、学力は向上しないけど、いじめはある。その上、教育課まで学校に移転している。何ばしよとかなと、そういうふうに感じます。

それと、いじめに遭っているとき、勉強する気にはならないと思いますよ。いじめもとめきらんごたる先生が、学力向上につながるような教えは絶対できないと思います。大体立派な学校が泣きよるですよ。先ほど脇山議員からも質問があってございましたけれども、もう少し

強い気持ちで取り組んでもらわにゃ、事故があつてからごめんなさいじゃ済みませんよ。ちょっとその辺を強い、どういうふうな今後取り組み、さっき脇山議員のとき、何か対策協議会をやってどうのこうのと言っていましたけど、そんなことでとても直らんじゃないですかね。ちょっと答弁をお願いいたします。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

いじめの対策についての御質問でございました。

本町の子供たちがいじめを行っております。加害の児童たちの状態はどういう子供かといえますと、一言で言うと、自分をコントロールできない、感情をコントロールできない子供であります。なぜコントロールできないのか。1つは障害、情緒障害でございすとか、そういう障害をお持ちの方もいらっしゃいますけれども、多くは今、議員おっしゃっていただいたとおり、心が安定しておりません。落ちついておりません。学校において、その心を落ちつかせることをやっておりますけれども、それだけでは十分ではございません。これについては、学校と家庭が連携をしながらやっていかないといけないというふうに思っております。根本的に、学校において解決できるのかと、学校だけでは解決できない問題であるというふうに思っております。

議員さんからは予防の話をしていただきましたので、教職員は休み時間においても教室や廊下を回って、子供たちの様子を見ております。目配りをしているところでございます。先ほど答弁いたしましたとおり、警察官の巡回もお願いしておりますし、警察官OBが週1日、学園に滞在もしております。大人の私たちの目が届かない時間帯や場所はどうしても発生いたします。そういう時間帯に、もしくは場所で子供同士が、児童同士がけんかに至る、そういうことも起こっております。今後はより一層、委員会もそうですけれども、教職員が今まで以上に子供の動向に注意を向けていきたいというふうに思っております。

加害の保護者の方には、学校に来ていただいて説明をし、注意をお願いしておりますけれども、何度でも繰り返すようなことであれば、児童相談所や警察への通報もいたしますと、そういうことでもお話をさせていただいているところでございます。学校現場に警察官の巡回をお願いしたのは今年度からは初めてでございすけれども、このように多くの大人の目で巡回をしていきたいというふうには思っております。これは対症療法でございすけれど、

何回も言いますが、根本的には子供たちの心を落ちつかせる、学校においても、それから家庭においても地域においても落ちついた生活ができるようなそういう手だてを、教育委員会、学校、そしてPTAの皆さんと一緒に行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

学校の先生が見て回りよらすで今言わしたですけど、私が聞いた話は、たばこ吸いよると、子供を見とつても、学校の先生は見とるだけで何も言わなかった、そういうことを聞いていますよ。その点はいかがですか。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

そういううわさが町内においてなされているという話は聞きましたけれど、みらい学園の先生が、見て見ぬふりをする、そういう先生はいません。本当に日々の指導に努力をしています。繰り返し繰り返し指導をしています。無力感にさいなまれつつも、指導しているところですよ。ところが、なかなか、子供たちの心に届かない、その無力感も感じながら、先生たちは懸命に指導をしていただいているところでございます。どうぞ御理解いただきたいと思っています。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

いじめ問題ばかりで時間とりたくありませんので、事故があつてからでは遅いんで、強い気持ちを持って取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。海外からの旅行者が300人増加して、全国的にバスが不足していると報道されておりますが、車検時の対応とか、通学バスの運行で何か不都合なことはないでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

バスの利用が集中をした時期がございまして、それで、バス会社といろいろ話をして、行事予定をずらしたとか、そういうことがございましたけれど、日程を変更したというような事情もございました。繁忙期にバスの手配が、一般の繁忙期と重なりましてというような事情はございましたけれど、おおむね学校生活においてのさまざまな行事におけるバスの利用については、問題はなく、おかげさまで推移しているところでございます。

もう1点、車検の話をしていただきました。本町の5台の町有バスにつきましては、ことしの3月26日に初回登録、最初の登録をしたところでございます。ですから、その3月6日、3月26日に車検が有効期間満了いたしますので、そうすると、実は当然3学期の学業もございまして、あとは春休みのさまざまな学校事業も想定されます。そういうことで、この車検につきましては、今、運行を委託しております町の社会福祉協議会にこの車検についても委託しております。社会福祉協議会とも話をさせていただいておりますが、社会福祉協議会は、車検が切れます1カ月前に土曜日、それから日曜日、それから春休み、そういう運行に支障のない日にち、時間を使って計画的に車検を行いたいというふうに話をさせていただいているところでございます。そういうことで、十分に議員さんの御懸念もよくわかりますので、社会福祉協議会と調整をしまいたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

まだ新車ですので、修理は多分ないと思いますけれども、冬場のタイヤ交換等は、地元業者に声をかけてもらいたいと思っておりますけれども、その辺、なさっていますかね。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

通学バス、町有バスのメンテナンスについての御質問をいただきました。私が済みません、十分な想定というか、しておりませんで、また、社会福祉協議会ともそういう話を私自身がしておりませんし、報告も受けておりません。今後、運行に当たってさまざまなそういうメンテナンスについての事業が発生するだろうと思います。そういうことも含めまして、社会

福祉協議会とは話をさせていただきたいというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

このタイヤ交換は、私が聞いたところでは唐津の業者にされたそうです。だから、こういうことがないように、特に要望しておきます。

次に、玄海原子力発電所と地域共生策について。1番目に、使用済み燃料体への新税導入状況、2番目に、リラッキングとリプレース、3番目に、地元企業参入と雇用問題、4番目にトイレなきマンションと質問させていただきます。

1号機の廃炉により、財政が細くなってくると思いますが、廃炉と再稼働に対しての支援策、交付金ですね、及び使用済み燃料体への新税導入状況をお伺いいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

新税についての質問にお答えしたいと思います。

新税につきましては、本年3月の脇山伸太郎議員の一般質問でもお答えをいたしましたけれども、使用済み核燃料を課税客体として課税することを検討いたしております。導入につきましては、基準財政需要額及び基準財政収入額のバランスを考慮しながら判断をし、事業者の意見を徴収し、議会の議決を得まして、国に対して協議する予定といたしております。

次に、それによる廃炉と再稼働支援策についてでございますけれども、国から2つの支援策が示されてございます。1つは、再稼働や廃炉など、原発を取り巻く環境変化が立地地域に与える影響を緩和するため、立地自治体に一定の支援を行う原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金というものがございます。再稼働に伴う交付金につきましては、川内原子力発電所の再稼働に伴い、法の整備がなされておりますが、廃炉に伴う交付金、交付限度額等の詳細については、まだ示されておられません。現在、国において検討されているところでございます。この交付金の平成28年度予算案の総額が5,880,000千円となっているところでございます。

もう1つの支援策が、廃炉が行われる立地市町村について、エネルギー構造転換に向けた

地域の取り組みに対して一定の支援を行うエネルギー構造転換理解促進事業交付金でございます。この交付金は、エネルギー構造転換に向けた地域の理解を促進する上で、必要なハード、ソフト事業を支援するもので、平成28年度予算案の総額が45億円となっておりますが、各立地自治体への配分は示されておらず、これも現在、国で検討されているところでございます。詳細については、もう少し後ではっきりするというふうに思っております。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

支援策は短期間ですので、新税が課税されますように期待しておきます。予算をカットすることに力を入れるのではなく、とれるものをとれることに力を入れてもらいたいと思います。力を入れるところを間違っているんじゃないかなというような気が私はします。

国内には約2万トン近い使用済み燃料が再処理工場や各原発のプールに保管されています。玄海も再稼働すれば、五、六年程度で小プールが満杯になるだろうと思います。乾式貯蔵施設を建設するにしても、その間はリラッキングを受け入れることになると思います。説明は1回受けておりましたけれども、リラッキングすることにより、何体から何体までふえるのか、また、運転サイクルはどうなるのか、お伺いいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

リラッキングについてお答えをしたいと思います。

九州電力では、玄海原子力発電所において、使用済み核燃料貯蔵施設の貯蔵余裕を確保するため、3号機の使用済み燃料貯蔵能力を増強する工事が計画をされ、平成22年2月8日に安全協定に基づく事前了解願及び原子炉施設設置変更許可申請が提出をされ、国において審査中でしたが、福島第一原子力発電所の事故を受け、現在、審査が中断されたままとなっております。現在、3、4号機にかかる新規制基準への適合性審査を優先されており、適合性審査終了後、リラッキング工事にかかる手続に取り組まれることと聞いております。原子力発電所が再稼働された場合、使用済み核燃料を六ヶ所再処理工場へ搬出できない場合でも、玄海原子力発電所は約4から5サイクルの運転が可能とのことですが、3号機の使用済み核燃料貯蔵能力を増強するリラッキングを実施すれば、3号機の使用済み燃料キッドの貯蔵容

量は1,050体から1,034体ふえ、2,084体となり、約10サイクルの運転が可能であると聞いております。平成26年4月に閣議決定されましたエネルギー基本計画では、原子力発電を重要なベースロード電源と位置づけられ、また、政府は2030年時点の電力供給を原子力発電で20ないし22%とすることを決定されました。

現在、川内原子力発電所1、2号機以外の原子力発電所は、全て停止をしております、玄海3、4号機を含む審査中の原子力発電所について、再稼働時期のめどはたっておりません。また、玄海1号機を含む11基の原子炉は、廃止措置が決定をされているところでございます。今後、40年を迎える原子力発電所も出てくることから、政府が示す20から22%を達成するためには、原子力発電所のリプレースですとか、新增設を盛り込まなければ、現実できないとの意見もあります。リプレースに関しましては、国の責任ある対応を求めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

あんまり町長、リプレースまで進んでもらうたら、俺が質問のしにっか。

使用済み燃料の貯蔵能力増強は、福島第一事故以前はプールの容量をふやすリラッキングが主流だったわけですけど、福島第一4号機で運転停止中だったにもかかわらず、プールの冷却機能が損なわれ、保管されていた使用済み燃料が損傷する事故が起き、このため、ほかの原子力自治体関係者から、電源や冷却水を必要とせず、自然対流によって冷却できる乾式キャスクによる貯蔵を求める声が上がってございました。規制委員の田中委員長も、安全性の面から、乾式キャスク貯蔵を促す発言を繰り返されておりました。

そのような中で、経産省が各電力会社に対策方針を要請していて、関西電力は福井県外に2,000トン規模の中間貯蔵庫を新設、東京電力と日本原電は、むつ市に建設中の中間貯蔵庫に3,000トンを確保、中部電力は、浜岡原発の敷地内に乾式キャスク貯蔵庫を新設、九州電力も、玄海と川内に敷地内での乾式キャスク貯蔵施設を検討していると、事前説明もなく、11月22日の佐賀新聞に公表されました。九州電力は、安全性を考えて、プールに燃料を入れる間隔をほかの原発より広くして対応していましたが、貯蔵能力がなくなってきたら、ほかの原発もやっているのだから、プールに燃料を入れる間隔を狭めて、貯蔵容量をふやすとするというのは、安全性に対する考え方が変わってきたのかなと思っておりました。それで、乾式

キャスク貯蔵施設を早く進めなくてはいけないなと思っていたやさきですので、敷地内での乾式キャスク貯蔵施設は歓迎いたしますが、このような一方的な公表の仕方は、共存共栄でやっていくという信頼関係に隙間風を吹き込むようなやり方ではないでしょうか。これが何事も本社決裁でやる地元抜きの現在の九州電力の執行部の姿であろうと思っております。12月3日の全員協議会に現場の長であります今村所長さんから説明を受けましたが、しっくりきません。食いたくても食えない、絵に描いた餅を見ているような気分であります。町長の気分はいかがでしょう。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

12月3日の全員協議会の折にも、少し私の意見として言わせていただきましたけれども、私も何かすっきりしないというふうに思っておりまして、しっかりとやはり社長が私ども玄海町に出てきて、しっかりとその説明をすべきだなということをあのときに今村所長さんに伝えてほしいということを申し上げました。ですから、そういう作業にならないうちは、なかなか私だけではなくて、議会の皆さん方も心の中がすっきりしないのではないかなというふうに思っております。

ただ、乾式貯蔵については、議会のほうでは何度か勉強していただいたというふうに私は思っておりますけれども、今後も継続をして、ぜひ乾式貯蔵については勉強会を開催をしていただいて、一緒に勉強させていただきたいなと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

再稼働ができれば、リラッキングでしばらくしのぐからと、長くかけるのではなく、安全性の点からも、施設の建設を早急に進めてもらいたいと思っております。

リプレースについて、国が言う30年時点での電源構成の原発比率の20%台は、既存原発の40年以上の運転延長や新增設がないと達成できない数字であって、これはどちらにも無理があるのではないかと思います。達成するには、古い原発から最新式に変えていくリプレースしかないと思っております。1号機だけでなく、2号機にも5年後は議論の場に上がるわけですがけれども、跡地利用については何もあってないわけでしょうか。海外でも、スウェー

デンではアメリカスリーマイル島原発事故を受け、国民投票で全12基を廃炉に決定していましたが、経済状況により、古い原発2基を廃炉にして、10年間で残り10基を敷地内で建てかえるリプレースに法改正をしております。資源の少ない国は、再エネ100%を目指していても、相当な年月がかかるのであって、エネルギーミックスの議論を重ねることが重要であると物語っているわけであります。

リプレースについて、町長の屈託のない意見をお聞かせください。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

リプレースに関しても、非常に現況は規制委員会の関係、それからリラッキングの関係と、いろいろ照らし合わせてみると、少しやはり厳しい面はあるかなというふうには思っておりますが、現実、今、中山議員から御指摘をいただいたように、ベースロード電源として20から22%を確保するためには、リプレースは非常に重要な要素となるだろうというふうに考えております。そのためには、やはりリプレースという勉強会を我々もやらせていただいて、リプレースが一定の量は必要ではないのかなという気はいたしております。それでないと、再エネが、先ほどおっしゃっていただいたように、期間に追いついていけば、技術の進歩で追いついていけば、それはそれなりの判断ができるでしょうけれども、現時点では、やはり目前で安定供給ができなくなることを想定して私ども行政は進めませんので、当然、これは電力会社もそのとおりだというふうに思います。そう考えた場合には、そういった我々も手前の勉強をしておいて、しっかりと電力会社に物申していくような対応策をとらせていただきたいなというふうには考えております。ただ、これも規制庁、規制委員会ができましたから、規制委員会とのやりとりの中で、しっかりとそういう相互関係をつくって、規制委員会が認めたものということに多分なるだろうと思いますので、そういった設定も考えながら、私どもとしては事を進めていけるよう、努力をしていきたいと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

やはり、その場その場で言うのではなく、先を見通した考え、計画を、九州電力に

は言ってほしいと思います。そういうのがないから、地元抜きの公表にもつながるんじゃないか、そのように考えております。

次に、玄海と川内の発電所の従業員数及び地元雇用者数及び地元企業参入状況でございます。これは平成26年1月1日現在ではございますが、従業員数、玄海2,311名、地元雇用者数330名、14%に対し、川内は従業員数1,324名、地元雇用者数861名、65%でございます。地元企業参入状況、玄海5社に対し、川内は67社でございます。この数字を見て、九電は本当に玄海と共存共栄でやっていきたいと思われているのでしょうかね。市と町の違いにより、企業は少ないという見方はあっても、それは私には言いわけにしか聞こえてきません。今まで何の話もなければ、相談を受けたこともありません。九電は自分たちの天下りの会社をつくって、玄海町に何かはびこっているような、そういう気持ちがするのは私だけでしょうかね。町長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

原子力発電所の地元企業参入と雇用問題について、御答弁をしたいと思います。

現在、地元企業の原子力発電所関係の参入状況は、発電所内の事務所や発電建屋の清掃、敷地内の緑化等の日常業務を請け負っている企業が1社、発電所内で放射線管理、検査業務等の日常管理業務の下請を行っている企業が1社、また、町内の土木建築業者数社が定期検査や臨時業務等で参入されているというふうに聞いております。さらに、運送業においても、2社が社員等の送迎業務を請け負っていると聞いております。九州電力から毎月報告がされている玄海原子力発電所にかかわる就業者調査によりますと、平成27年11月25日現在でございますが、九州電力社員は585名、うち玄海町に住民登録をされている社員は210名となっております。さらに、そのうち、玄海町出身者は3名でございます。また、九州電力の協力会社27社合計の社員数は2,522名で、うち玄海町に住民登録をされている社員は380名となっております。さらに、そのうち、玄海町出身者は326名となっております。

この就業者数を見ますと、玄海原子力発電所が玄海で大きな雇用の場とはなっていますことから、今後、原子力規制委員会での新規制基準適合性審査が進み、玄海3、4号機が再稼働に向かうことで、地域の安定した経済活動につながることを期待するところでございます。

ただ、今、議員御指摘をいただいたように、川内と比較をしますと、先ほどの数字のよう

に、まだ私は玄海町内の企業、それから玄海町民の方を九州電力の関係会社で雇用することを私どもは要請をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、これもそれぞれのプラントで多少の差異がございます。もちろん、九州電力では、川内と私どもしかありませんので、そういう意味では十分に九州電力さんに今後玄海町の立場として要請を続けていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

地元企業参入は、もう少しでもしてもらえれば、これは人口減少にもつながるんですよ、一番。やらせ問題があつてから、何事も本社決裁になっておりますが、やらせ問題と報道機関は言いますが、そんなにひどかったとは思っておりません。自分の会社を守る当たり前の人間本来の姿であつたと思っております。地元と発電所の社員とは信頼関係でつながっておりますが、本社の社員とは会ったこともありませんし、何の関係もございません。同意するのも、発電所の社員と信頼関係があるからするのであつて、国会議員の先生方とか本社の社員にするのではないということを肝に銘じてもらいたいと思っております。東京電力のまねだけはしてもらわなくても結構でございます。

私がなぜここまで言うかといいますと、原発誘致から1号機の試験掘削、3、4号機の反対運動、これは多分27票差だったと思いますが、このときの苦勞を知っている九電社員が何人おるのか。そして、3、4号機の掘削から本体建屋、外周建屋まで携わってきました。今では、町内でも数少ない一人だと思っておりますが、九州電力が共存共栄でやっていきましょうというならば、せめて川内の半分ぐらいは玄海にも目を向けていただきたい。このことにつきましては、町長、九州電力の社長さんから答弁をもらってください。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山議員御指摘をいただいた件については、十分に瓜生社長さんとは話をさせていただきたいと考えておりますので、結果はどうあれ、ぜひ話はしてみたいと考えております。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

これが一番大事な問題です。トイレなきマンション。

藤浦先輩議員さんが、よく、トイレのないマンションはだめだと言われますが、私もその意見には大賛成であります。高レベル放射性廃棄物の最終処分、国民対話月間として10月4日の東京から29日の岡山まで、9都市で全国シンポジウムとして開催されました。北海道以外では何の混乱もなく終えたようでございます。原子力発電を認めない人たちも、最終処分については、偏見なく考えなくてははいけません。後世に引き継ぐのではなく、我々の世代で解決しなければいけない問題であると思っております。これは待ったなしです。宇宙処分はロケットの失敗のリスク、海洋処分は国際条例禁止、地層処分が最も現実的であり、有望だと言われております。科学的有望地の一つとして、実際には1億年は動いていない地層は日本には多くあるそうです。玄海もその中の一つだと思っております。

政府は、5月に処分地選びを自治体の公募に頼る方針から、国が主導して有望地を提示し、自治体に調査の受け入れを求める方式に変更しております。今後候補地として適正が高い地域、科学的有望地を示す方針であります。国が前面に立ち、責任を持って対応するよう求める声が大半であるのと同時に、不安な点として、10の県が国の押しつけによる立地、20の県が風評被害、施設の安全性、17の県が地震や火山等の自然災害となっております。私個人としては、日本の研究施設2カ所、ドイツとフランスの研究施設、グリーンランドの最終処分場を見学させてもらい、安全性への理解は深まっておりますので、地元でもいいのではないかと考えております。

政府は、科学的有望地をどのように示すのか、はっきりしない前ではございますけれども、もしも玄海が候補地に上がったら、どのような考えを町長はいたしますか。小さな声で結構です。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

トイレなきマンションというお尋ねに対してお答えをしたいと思います。

国は、エネルギー基本計画において、廃棄物を発生させた現世代として、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取り組みを強化し、国が前面に立ってその解決に取り組むが、そのプロセスは長期間を必要とする。このため、使用済み燃料の貯蔵能力を強化することが必

要であり、安全を確保しつつ、それを管理する選択肢を広げることが喫緊の課題であるという考え方を明らかにしました。国が前面に立ち、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取り組みを進めるとして、処分場の選定では、国による科学的有望地の提示、住民参加型の検討の場の設置、地域の持続性発展のための総合的な支援措置を行うこととされております。国は全国各地のシンポジウムの開催や全国都道府県知事会、全国市長会、全国町村会などを通して情報提供に努め、国民一人一人の理解と協力を得ながら進めることが重要としていますが、最終処分地選定までの道のりは、まだまだ長いものと考えております。

また、使用済み燃料の貯蔵能力の拡大を進めるための具体的な取り組みとしては、発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設活用を促進するとともに、そのための政府の取り組みを強化するとされておまして、平成27年11月20日に政府と事業者による第1回使用済み燃料対策推進協議会が開催をされまして、その中で九州電力の瓜生社長は、敷地内外の貯蔵施設への搬出を検討する。この一環として、安全性向上対策も考慮し、敷地内の乾式貯蔵施設について検討を実施中であるというふうに発言をされたところでございます。

本町としましては、玄海3、4号機の再稼働後、継続的な運転を行うためには、使用済み燃料の保管について大きな課題であると考えておまして、まずはリラッキングの審査状況を注視するとともに、今後も国や九州電力に対して、使用済み核燃料保管に対する説明は続けて求めていきたいというふうに考えております。

最後に、中山議員さんおっしゃったように、最終処分地を、もしも玄海町が名指しを受けたらというお尋ねでありましたが、それについては、なかなか答弁しづらくて、1つは、条件的には、玄海町は36平方キロメートルしかございません。そういう意味では、非常に面積的な余裕が実はないということは不利な条件にはなるのかなということは考えておりましたけれども、想定をしておりませんでしたので、きょうは答弁は勘弁をさせていただきたいと考えております。

○副議長（古舘義純君）

中山昭和君。

○7番（中山昭和君）

町長から答弁はしにくいそうですので、私が答弁いたします。

原発を誘致したものとして、最終処分場の建設は、国に押しつけるのではなくして、後世

に残していけない、私は責任があると思います。九州電力があんまり協力体制がないと言うならば、もう2、4、5、廃炉したらいいんですよ。そして、300メートルじゃなくして、500メートル、800メートル、1,000メートル下げて、入り口だけあったらいいんですよ、海のほうに。それがどうにかなるというときは、地球が爆発します。その心配は要りません。もしもこれができたら、言っておきますけど、1億年間かかるというならば、1億年間、町民は毎朝、太か銅像建てて、町長様、町長様で拝ます。はっきり言うて、地上にある原発よりも安全なんですよ。少しの金をもろうて、いっちゃん言うこともきかん九州電力とこういうことをするのなら、よっぽどよかですよ。そやんやりましょう。答弁しにつかろうけん、私が答弁しました。

いろいろと九州電力の不満を申し上げましたけれど、これは地元と九州電力を愛しているから出た言葉でございます。他意はございません。私たち原子力立地自治体は、政権の移行だけでなく、長期的視野を踏まえて政策されてきた国策に理解して協力してまいりました。昭和50年10月15日、営業運転してから40年、ことしの4月27日をもって玄海1号機が廃炉になり、2号機もあと5年で廃炉の議論が出てまいります。2030年時点の電源構成目標として、政府が示した案は20%から22%になっておりますが、運転開始から40年以上経過した原発を原則廃炉にするルールを厳格に適用すると、平成40年度末までに現在の原発48基のうち30基が廃炉になり、現在建設中の2基を加えても、全国の電源に占める原発の比率は15%程度になります。長期的なエネルギーの安定供給を考えれば、既存原発だけでなく、新增設を含めた議論を進めなければいけません、新たな箇所での新設は到底考えられません。そうなれば、古い発電所は廃炉にするかわりに、よりよい安全対策が行き届いた発電所にかえるリプレースの必要性が生じてまいります。感情論を抜いた将来のエネルギー安全保障の確立を立てるべきだと思います。

東日本大震災後、原子力発電の停止により、不足する電力を支えているのが火力発電です。原子力発電を代替するため、追加でかかった燃料費は、震災前に比べ、2014年度の3.7兆円も増加すると試算されています。これは国民1人当たりで30千円強の追加増加です。負担増加です。2011年度から2015年度までの計算では16.5兆円の追加燃料費がかかったこととなります。その結果、震災以降の製造業全体の電気代増加分は、年間約4,020億円と推計されております。これは約9万4,000人分の給与額に相当します。雇用削減や給与削減に踏み切る企業もあり、生産拠点の海外移転といったケースも出ており、特に中小の製造業は製品への

価格転嫁が難しく、生産拠点の海岸移転もできないので、倒産、廃業に追い込まれていると言われています。

日本は世界の主要国の中でも、エネルギー安全保障が最も貧弱な国の一つであります。そして、現在、原子力発電の長期停止により、エネルギー安全保障は根本から揺らいでおります。日本国内では、石油、石炭、天然ガス等、エネルギー資源がほとんどとれません。エネルギー自給率はわずか5%、電力の化石燃料依存度として再エネ等2.2%、水力8.5%、輸入に頼らなければ、生活も経済活動も立ち行きません。輸入依存度が高いということは、日本は世界の中で経済的、政治的に弱い立場にあるということは歴史が物語っております。二度と同じ繰り返しは絶対に避けるべきです。そのためには、現在の日本は、川内だけでなく、安全が確認された原子力発電の再稼働を一日も早く進めることが震災後の復興につながると思っております。

最後に、東日本大震災の同じ被災者で、津波だけで我が家を失い、補償のない人と、原発被災地域で家屋敷を失った人との格差が余りにも大きいなと思いこふけるきょうこのごろでございます。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（古舘義純君）

以上で中山昭和君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○副議長（古舘義純君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。2番山口定君。

○2番（山口 定君）

ただいま許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

今回は1番目に、町道長倉から藤平線と関連する県道、町道について、2番目に、玄海町の人口減少対策とまちづくりについて、3番目に、玄海町の農業振興について、以上の3項目について質問いたします。

まず初めに、町道長倉から藤平線と関連する県道、町道について、お尋ねをいたします。

この改良工事は、平成22年度に道路予備設計をされ、工事期間といたしましては、道路の改良が平成24年から27年の4年間、橋梁工事につきましては、平成26年から29年の完了ということで説明を受けております。道路に係る総事業費と橋梁の価格と財源の内訳について、町長にお聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

山口定議員の町道長倉藤平線総事業費、橋梁の価格、財源の内訳について、お答えをしたいと思います。

この計画は、道路部の延長1,745メートル、橋梁部の延長155メートルから成る全体で1,900メートルの事業計画でございます。

道路部の進捗につきましては、今年度、改良工事を完了し、今後は橋梁部の完了に合わせて舗装工事を行う予定といたしております。

橋梁部につきましては、平成26年度で橋台工事が完了し、今年度、仮橋工事を行っております。平成28年度以降で、橋脚工事と上部工工事を行う計画といたしております。

事業費につきましては、平成26年度までの実績と平成27年度以降の予算ベースで御報告を申し上げますと、道路部約1,198,000千円、橋梁部1,990,000千円、合計で3,188,000千円と現在見込んでおるところでございます。

その財源としましては、核燃料サイクル交付金約1,525,000千円、電源立地地域対策交付金約1,193,000千円、一般財源約470,000千円を予定しております。

この事業費につきましては、現時点における完了までの想定事業費としておりますので、今後の発注において変更等が発生することも想定されますので、その点は御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今、町長のほうから道路に係る総事業費と橋梁の価格と財源についてということで説明がございました。

当初、私が聞いておる総事業費につきましては、2,838,000千円と、橋梁が1,534,000千円

ということで説明を受けておりました。このことにつきましては、約3.5億円以上が価格としては上がっておるわけでございます。このことにつきまして、2番目に当初からの価格変更ということで通告しておりますので、そこでお聞きをいたします。

先ほど橋梁の進捗状況も言われましたけれども、これは29年度に完成ということでございましたけれども、これは完成ができるのでしょうか、進捗状況をお願いいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

当初からの価格変更の要因についての御質問に、まず、お答えをしたいと思います。

平成26年3月の定例会において、池田道夫議員から一般質問をお受けし、お答えをしておりましたように、その時点においては総事業費約2,838,000千円で行っていました。が、先ほど御答弁申し上げましたように、現時点においては約3,188,000千円となり、その差350,000千円の増額となっております。

その増額の要因としましては、まず、橋梁工事におきまして、ここ近年の急激な物価上昇と労務費や鋼材等の高騰に加え、消費税率のアップによりまして、約1,534,000千円から1,990,000千円と、456,000千円の増額となる試算見込みとなりました。

また、道路改良工事におきましては、入札減等により、約1,304,000千円から1,198,000千円と、106,000千円の減額となり、道路、橋梁合わせて350,000千円の増額となるものでございます。

それから、進捗状況ということでありましたが、進捗状況については、まちづくり課長に答弁させますので、よろしくお願いします。

○副議長（古舘義純君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

橋梁の完了年度につきましては、本年3月の予算特別委員会の折に、継続費等々の御説明をさせていただいた折に、完成を平成30年ということでお答えをしているところでございます。それに向けて、今年度は仮設橋工事をやらせていただいているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今の課長の答弁では30年ということでございますけれども、これは、29年の完了ということとで説明を受けておりましたけれども、どういった経過で30年になったのか、お伺いをいたします。

○副議長（古舘義純君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

先ほどもお答えいたしました、本年3月の予算特別委員会の折に予算を計上させていただいております。そのときに継続費として、橋梁の継続部分を予算計上させていただいて、事業等の進捗内容等によりまして、27、28年度に仮設橋工事、それから、28、29年度に橋脚工事、29、30年度にかけて橋梁上部工工事ということでやらせていただきたいと、今後の事業展開を見まして、30年までをお願いしていたところでございます。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

私の聞き違いだったかもしれませんが、これは30年ということでございますけれども、30年度ですかね、どういうことですかね。

○副議長（古舘義純君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

申しわけありません。30年度です。30年度に完了の予定といたしております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

ただいま30年度ということで了解をいたしております。

それで、また消費税率等も高くなるんじゃないかと思っておりますけれども、31年度ということになればですね。そうなれば、当然また総事業費も上がってくるんでしょうか、そこ

ら辺をお聞きいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

そういう変更がされた場合のことを鑑みて、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今後の発注について変更等が発生することも想定されるので、その点で御理解をいただきたいという答弁をさせていただいたところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

わかりましたけれども、26年3月の一般質問の中で、現時点においての29年度完了まで想定した数字ということで、当然それは消費税等々も加味したところでの想定だと答弁をされております。そういうことで、ある程度は想定をしておられたわけでございますけれども、3.5億円ということで大変上がっておりますけれども、一般の平民からしたら、350,000千円ということは非常に大きい金額でございますので、そこら辺をまず精査していただきたいと、かように思っております。

それで、そうなれば財源が上がるということでございますけれども、その上がった金額につきましては、これは財源的には一般財源を使われるんですか、それはどういうふうになりますか、お伺いいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

実はまだ積立基金の余裕がございますので、それには積み立てることが可能でございますので、動きは、大きくふえるのか小さくふえるのか、減るのか、明確ではありませんけれども、対応できるというふうに考えております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今の答弁では対応できるということでございます。

これも、この改良工事につきましては、延長が1.9キロメートルで、総事業費が3,188,000千円、まだ、これから少々の変動はあるかと思いますが、大変大きな改良工事になっておるわけでございますけれども、町民の方々も長いことあそこは通行どめになっておりますので、いち早い道路の改良工事を終えていただきたいというふうに言われておりますので、要望をしておきます。

次に、町道長倉から藤平線の県道への変更と県道長倉から牧ノ地線の町道への変更はいつになるのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

県道、町道の変更はいつになるのかというお尋ねにお答えしたいと思います。

両路線の変更につきましては、平成26年3月の定例会における池田道夫議員の御質問に対してお答えしておりましたように、西九州自動車道北波多インターへのアクセス道路整備事業につきましては、本町から国、佐賀県及び唐津市に対して強く要望をしまいいりました。これを受けて佐賀県では、平成25年9月定例会において、この事業の財源に一定の見通しがついたとして、県の事業として道路網再編により進めていくことを決定されました。

佐賀県が行う道路網再編と申しますのは、市町道からの一方向のみの県道認定は行わず、既存の県道と市町道の双方向の交換を基本としておりますので、佐賀県は平成26年3月に本町の町道長倉藤平線を含み、唐津市の区域の市道について、県道肥前呼子線の区域を変更して県道と認定されました。これにより、県道肥前呼子線の長倉から牧ノ地までの区間については、玄海町及び唐津市の区域を通る路線でありますので、それぞれの区域を町道及び市道として認定することとし、本町の区域内の路線につきましては、平成26年3月定例会に上程をし、承認いただいたところでございます。

本町の町道といたしましては、町道長倉大鳥1号線、延長4,147.5メートル、町道長倉大鳥2号線、延長185.9メートルとなっております。

なお、この区間につきましては、町道として認定したらすぐに道路管理者として維持管理の義務が発生するというものではございません。今後、町道長倉藤平線の改良工事が完了した後に、県道と町道の交換となり、その後に維持管理が発生するものでございます。したがって、現在、町道と認定している県道肥前呼子線につきましては、現在も県で維持管理

を行っていただいているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○２番（山口 定君）

以前も町長は県道から町道へ管理移管したところで改良工事をすると言われております。それで、長倉から牧ノ地までの改良工事につきましては、いつごろから改良工事になるのか、また、どういった改良工事をされるのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

県道——非常に言葉の言い回しが難しいんですが、永倉牧ノ地から、それから町道に変更した場合、いつから改良工事になるのかの御質問に対して、お答えしたいと思います。

先ほども答弁申し上げましたように、本町の長倉藤平線の改良工事が完了した後に交換となりますので、その後の対応になるものと思っております。移管される前に佐賀県と玄海町が合同で点検を行って、補修については必要箇所及び内容について協議をして決定することとしておりますが、移管後の整備工事につきましては、これまでも一般質問等で御答弁申し上げましたように、交付金等の財源を活用して、沿線住民のニーズに沿った使い勝手のよい道路となるよう整備を図りたいと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○２番（山口 定君）

この道路については、非常に道幅も狭く離合もままならないような状況でございます。地域の方々も、いつになるのかということを心配されておりますので、お聞きをしております。そういうことでございますので、早急に計画をされて、改良工事に取り組んでいただきたいと思います。

次に、藤平から先の路線の総延長と総事業費の推計、着工年度と完了年度計画について、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

御質問にお答えしたいと思います。

まず、路線の総延長と総事業費について申し上げたいと思います。

県へ確認をいたしましたところ、県道肥前呼子線、それから、藤平から国道204号竹木場交差点までの間が延長約5.5キロメートル、事業費約33億円と見込まれております。県道唐津北波多線、国道204号竹木場交差点から重河内までの間が延長約2キロメートル、工事費が約16億円を見込まれております。合わせまして、総延長が約7.5キロメートル、総事業費が約49億円を見込まれておるところでございます。

次に、これについても、事業の着工年度と完了年度でありますけれども、県道肥前呼子線、藤平から国道204号竹木場交差点までの間が、新聞発表では平成26年度から10カ年をかけて整備を図るというような計画でございましたが、今後、予定してある用地交渉に費やす期間や予算の都合等もありますので、現段階においては、はっきりとした完了年度をお答えできないというのが現状でございます。

また、県道唐津北波多線、国道204号竹木場交差点から重河内までの間につきましては、平成23年度より事業が進められております。この区間につきましても、現段階においてははっきりとした完了年度をお答えできないのが現状とのことでございました。

以上でございます。

済みません、なお、この事業は佐賀県の事業として進められておりますが、この西九州自動車道北波多インターチェンジへのアクセス道路整備事業を円滑に行い、その効用を早期に実現するために、関係自治体である佐賀県、唐津市及び本町が相互に協力して事業に取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

ただいまの説明では、26年から10カ年ということで予定をされているということでございますけれども、これは当然10年でできるとは思っておりません。これは予算関係もございしますので、そういうわけにはいかないと思いますけれども、長倉から藤平線につきましても長い期間がかかっておりますので、距離としても竹木場まで7.5キロメートルということで、49億円の予算額ということでございますけれども、とにかくこの道が開通しないと、うちの

長倉から藤平線の改良工事につながりませんので、そういった関係で、玄海町の場合は幅員が7メートルということでございますけれども、それから先もそういった広い道路になるわけでしょうか、その点をお伺いいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、山口議員は10年以上かかるというようなお気持ちでお尋ねになったと思いますが、私どもは10年かかってもらっちゃ困るというふうに言っております。もっと短期間でやっていただくように、県、唐津市とは調整、唐津市さんは当然それに乗ってこられるでしょうから、佐賀県とそういう調整をやりたいと。これには1つには、特別交付金を持ってきておりますので、これには限界がありますから、その範囲の中でないと、この工事はできないということになります。10年もかかれば、佐賀県が、いや、我々がおかしなことをするな、おまえたちはと、逆にお叱りを受けることになりかねないと思いますので、短期間でなるべくやっていただくよう、今後は調整をしていきたいと思っております。

それから、幅員については、まちづくり課のほうから答えさせます。

○副議長（古舘義純君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

道路の構造のことでお尋ねがございました。

玄海町の本町の町道の改良部分につきましては、片側車線2.75メートルの2車線ということで5.5メートル、それから、路肩等を含めて7メートルというようなことで計画しておるところでございますが、県道につきましては、うち同等以上の構成になっていくということでございますので、県道につきましては、片側1車線が3メートル程度が最低かなというふうに思っておりますので、それ以上の幅員になってくるのかなということで思っております。

実際、これ、今、内容等のところでも御説明あったかと思いますが、詳細設計を今年度やっておられますので、そのところは今、詰めておられます。歩道の計画もされておるようでございますので、幅員としてはもうちょっと広くなる場所もあるのかなということでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今、統括監のほうからも触れていただきましたけれども、歩道はどうなるかということをおっしゃっていました。大体、県道につきましては歩道が全線つくということで聞いておりますけれども、そういうことになるわけですかね、お聞きします。

○副議長（古舘義純君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

そのように聞き賜っております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今、町長からの答弁もございましたけれども、10年より早くということで、非常に早い完成ができるんじゃないかと、今の答弁の中で思いました。それで、費用対効果も、その改良工事が完了して初めてできると思いますので、早急な県との交渉をいたしまして、早い改良工事の完了を要望しておきます。

次に、玄海町の人口減少対策とまちづくりについて。

このことにつきましては、先ほど友田議員のほうからも質問がございましたので、同様な質問になろうかと思っておりますので、手短にお聞きをいたします。

町内の人口は年々減少をいたしております。また、全国的にもそうなんですけれども、玄海町の人口は現在、平成27年10月末で6,045人、もうすぐ6,000人を割る状況になっております。人口減少についての対策、また、定住促進についての今後の対策はどのように考えられるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

人口減少対策について、お答えしたいと思います。

日本は、先進国の中でほかにも類を見ない勢いで少子・高齢化が進んでおります。一部大都市で人口は増加しているものの、2008年に始まった人口減少は加速度的に進んでおります。

玄海町におきましても、人口減少が進んでいるのが現状でございます。

本年3月の第1回定例会の折、友田議員から質問にもお答えいたしましたが、平成26年中の死亡者が90人、出生者が54人で、亡くなられる方が倍近い数字となっております。

人口増加のためには、友田議員の一般質問に対して御答弁いたしました内容と重複いたしますが、子供を生み育てる環境の充実はもとより、町内に住んでおられる方の流出防止や町外からの移住も重要であると考えております。

そのための施策として、保育料軽減や医療費助成、学校統合などによる教育環境の充実、平成16年度より玄海町定住促進奨励金制度を創設し、人口の維持、増加に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、移住・定住を維持するためには、雇用の場も必要であると考えますので、ジャパンコスメティック構想や廃校舎の活用などの企業誘致施策については、今後取り組むべき重要課題だと認識をいたしております。

現在、第五次玄海町総合計画も策定中で、今後の取り組むべきまちづくりの指針を検討いたしております。

また、一味違う新しい玄海町をつくるという20の重要施策においても、定住施策の推進や企業誘致施策の実施を掲げておりまして、今後も取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

人口減少については、先ほどの友田議員の一般質問の中でも答弁がございましたけれども、出生数と死者数の差ということで、それが自然消滅になっているということと、他県への転出ということもございましょう。

それでお聞きしたいんですが、今、玄海町の職員も一般職で145人中、町内に住んでおられる方が79人で、町外からは66の方が町の役場に来ておられます。このことは前も質問があつておりましたけれども、66人というたくさんの人が町外から来られておるということでございますけれども、このことにつきましては、強制はできないとは思いますが、玄海町に住んでいただければ、それだけ税収もふえますので、そのような対策はなされているのか、町長にお聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、山口議員から御指摘をいただいたとおり、27年12月1日現在の町職員の居住地については、145名中79名が町内在住者、町外在住者が66名ということになっております。玄海町の職員のみならず、日本国民の住居及び移転の自由については、憲法第22条によって、何人も公共の福祉に反しない限り、居住移転及び職業選択の自由を有するとされておりまして、その自由を妨げたり強制することはできないというふうにされております。

一方で、労働契約法及び民法によって、居住地を理由として残業や出張に支障が出るようであれば、雇用計画に基づく労働提供ができないということに該当し、契約を解除、いわゆる解雇できるとされております。

現在まで玄海町職員の職務において、町内、町外居住地を理由として勤務に支障が出た事例は生じておりませんので、労働契約上も特に問題ないというのが現状でございます。

私個人としましては、できる限り町内に住んでもらいたいという気持ちを持っているのが正直な気持ちであります。今、山口議員御指摘をいただいたように、強制できるものではございません。

職員が町外に住むことによって危惧される問題は、幾つか実はございます。居住地によって、業務や住民サービスに支障が出ないよう、今後も職員の教育に努めてまいりますので、この点についても御理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

当然、強制はできないと思っております。しかしながら、さっきも言いましたように、66人というたくさんの方が町外から来られているということでございますので、極力、玄海町に住んでいただけるよう、町長のほうもそういう対策をとっていただきたいと、かように思っております。

また、町振興住宅の入居では優遇をされています。町内外からの玄海町の民家に住んでいる方もいらっしゃるわけでございますけれども、そういった方の優遇対策等は考えられない

のか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

優遇措置はないかということではありますが、町職員が賃貸住宅に居住する場合、玄海町職員の給与に関する条例第9条の2の規定によって、住居手当が支給されます。これは職員みずからが居住する住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に支給される手当で、月額23千円以下の家賃の場合は12千円を控除した額が支給をされ、月額23千円を超える家賃の場合は、23千円を控除した額の2分の1に11千円を加算した額が支給されております。

御質問の町内民家に住む場合については、賃貸借契約の上で居住する場合、家賃が12千円を超える家賃であれば、居住手当の支給対象となりますので、そういった形で対応はしてまいりたいと思っておりますが、それ以外にも定住政策としての住宅地の整備については、さらに進めていきたいと考えておりますので、それもあわせて対応させていただければと考えております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

友田議員の一般質問の中で空き家対策のことも言われましたけれども、空き家の中でも適正に管理されている民家は74軒あるということでございますので、そういった空き家もありますので、そういったことを活用していただければと思っております。

また、定住政策について言われましたけれども、町としては魅力を高める事業は、中学生までの医療の無料化、また、保育料の低料金、小学校の教育支援、グレードアップ事業、定住促進奨励金支援などのほかに、ほかの自治体にはない多くの支援事業を行っているわけですが、今、人口減少の一つとしても、働く場所がないのも人口減少につながっているのではないかと考えております。

今後、財源が少なくなれば、どうしてもそういった支援事業が削られるんじゃないかと思っておりますけれども、その点はどういう考えをお持ちでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今の山口議員の御質問は、企業誘致についてというお尋ねだと思いますが、企業誘致は雇用機会の確保の面から、また、人口減少の対策としても有効な手段の一つであると思っております。

本町で行っている企業誘致対策としましては、まず、佐賀県首都圏営業本部に職員を派遣し、企業誘致活動を行っているところでございます。首都圏営業本部では、ITサポート系企業や医薬品、それから、性能性材料等の企業に誘致活動を実施しておりまして、さらに佐賀県の認知度を上げるために、ビジネス雑誌への掲載や企業誘致セミナーを開催するなど、情報発信にも力を入れているところでございます。

そのほか、県外にいる県出身者の学生や社会人にUターンを促す人材誘致を行っているところでございます。

また、全国の企業を対象にアンケート調査を実施して、その結果をもとに企業関係団体への訪問を行う企業誘致支援サービス事業を、電源地域振興センターに委託をし、情報収集を行っております。

それから、近年、薬用植物栽培研究所にはJCC関連企業の製薬会社や化粧品会社からの視察がふえておりまして、企業が必要としている薬草についての意見交換が多くできるようになっております。現在、企業が必要とする薬用植物の情報を収集しておりまして、栽培可能な薬草を抽出していき、また、薬草の販路開拓や関連企業等の誘致についても、JCCと連携をしながら進めていきたいと考えております。

議員御存じのとおり、本町には進出企業に対する優遇制度として、固定資産税に相当する額を5年間交付する企業立地奨励金や町内に在住する者を3人以上新規雇用があった場合に交付する雇用促進奨励金を設けております。

また、玄海町に企業立地し要件を満たした場合、電力給付金や特例給付金が最大で8年間支給される原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業、これはF補助金とありますが、これの適用を受けることができることとなっております。現在、企業より進出の相談が寄せられているところでございます。

本町としましては、こういった優遇制度を十分に活用し、企業誘致に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

町長のほうは次の企業誘致についてということで、そこら辺に行かれましたけれども、私が先ほど聞いたのは、支援事業が、これから財源が少なくなれば、そこら辺が削られないかという質問もいたしております。その点につきまして、どうでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

まず、本町の人口の推移でございますが、友田議員の質問でもお答えしましたとおり、2005年が6,738人、2010年には6,379人となっており、本年実施した国勢調査も大変厳しい数字になる見込みでございます。

町税につきましても、年々減少をしております。中でも固定資産税につきましては、平成27年度が2,370,000千円で、平成26年度の約2,450,000千円と比較しましても、80,000千円ほど減、率にしまして3.2%減少をいたしております。過去3年間の平均で見ましても、同程度減少をいたしております。

減少の主な原因は、大規模償却資産の経年減少によるものでしたが、今後は玄海原子力発電所1号機の廃炉に伴い、さらに減少し、電源立地地域対策交付金につきましても、廃炉に伴う影響は平成28年度交付額で、約440,000千円程度減額となる見込みでございます。

このように、一般財源の大部分を占める固定資産税が減少していく中で、それを補う大幅な増収は見込めておりません。平成28年度には普通交付税の交付団体になる見込みでございます。

このようなことから、歳出全般の見直しを行うため、平成28年度当初予算編成からは、総額予算を決めて、各課に枠配分をすることにいたしました。これによって、実施する事業は内容をよく検証し、取捨選択しながら創意工夫のあるまちづくりを実施していく所存でございます。

また、本年3月の友田議員の一般質問でお答えしましたが、人口減少の問題につきましては、全国各地の地方部で進行しておりまして、このような状況を是正するために地方公共団体においては、人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定し、また、今後5年間の目標や施策で基本方向を提示する玄海町版総合戦略を策定しているところでございます。

この総合戦略では、私が掲げております20の重要施策の子育てや教育の充実、または定住政策の推進などを具体的に盛り込んで、本町の人口減少を抑えるために取り組んでいく所存でございます。

これからも今まで以上にまちづくりを進める上で、人づくりや地域のつながりが重要になってくると考えております。人づくりに力を入れ、これまで唱えてきた協働と共創をさらに重視し、住民の皆さんと協働で住みやすいまちづくりに努めてまいる所存でございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

そうですね。定住政策としては、こうして魅力あるわけですので、これからも続けていていただきたいと、かように思います。

それで、次に、企業誘致についての対策はということですがけれども、これも町長は以前、企業誘致専門官を配置しておられました。しかし、余りその効果は出ておりません。今後、玄海町への企業誘致についてはどのような対策を考えられているのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに山口議員御指摘をいただいたとおりに、企業誘致専門官における成果というものが余り出ませんでした。ただ、その制度はつくってききましたので、それに加えて、今は県の首都圏営業本部に玄海町から職員を派遣して、ずっと企業誘致をさせております。もうそれが続いておりますので、ITサポート系の企業ですとか、それから、特にJCC関係の医薬品、化粧品会社等々にも、誘致活動は現時点で実施をいたしております。

さらに、これは県と共同で、佐賀県を認識していただくためにいろんな情報発信に力を入れてやらせていただいておりますので、それが形となって、今後、私は出てくるものだというふうに思っておりますし、それ以外にも、電源地域振興センターに情報収集という形で企業誘致支援サービス事業を委託しております。そういったことも含めて、今後、進出企業の優遇制度を上手に絡み合わせながら、いろんなところから玄海町に出てきてくれる企業の誘致を、さらに頻度を増していきたいなというふうに思っています。

特に、学校の跡地なんかも含めて、それから、いろんな意味で玄海町の自然景観を好まし

いと思っておられる企業の経営者は、非常に都市部にはたくさんいらっしゃいますので、そういった方々としっかりとした接点を持って、工場なり事務所なりを玄海町につくってみてはどうですかというお話をしておりますので、そういうことで、今後も企業誘致を続けていきたいなと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○２番（山口 定君）

専門の担当者はいるということですね。それで、これはどこの課で行っているのでしょうか。

また、企業誘致への交渉経緯があれば教えていただきたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、東京に出向させているのは財政企画課の人間でございます。

それから、いろんな意味で、先般も全国棚田サミットを開催させていただきましたし、玄海町の認知度は少しずつとはいいいながら、私は上がってきているというふうに思っておりますし、そういったことも含めて、玄海町にもっと企業が顔の出しやすい条件づくりをしなければいけないというふうに思います。そのために、実は道路の整備も必要でございますし、インフラの整備もやっていかなければいけません。

最初に企業誘致でお見えになった企業は、この道路では企業は来ませんとはっきり明言を私にされたわけですから、そういったことも踏まえて、全部トータルをして、企業の皆さんが玄海町に興味を持ってもらえるような、そんな状況づくりを短期間でやらせていただきたいなと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○２番（山口 定君）

そうですね、学校跡地の利用なども企業誘致の対象になるかとは思いますので、しっかり検討をされましてやっていただくように要望をいたしておきます。

次に、人口減少に伴う町税や原発に係る固定資産税の交付税が減少していく中、今後のま

ちづくりの影響について、どのようになるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

実は、今のお尋ねは先ほど答弁をさせていただいたので、同じ答弁になりますけれども、よろしいでしょうか。

町税については年々減少しておりまして、固定資産税につきましては、平成27年度が約2,370,000千円で、平成26年度の約2,450,000千円と比較して約80,000千円の減、それから、率にして3.2%減ということになっております。過去3年間の平均で見ましても、同程度減少をしております。

この大きな要因は、大規模償却資産の経年減少によるものでございまして、1号機の廃炉に伴い、さらに減少し、電源立地地域対策交付金につきましても、廃炉に伴う影響は、平成28年度交付額で440,000千円程度減額となる見込みでございます。

このように、一般財源の大部分を占める固定資産税が減少していく中、それを補う大幅な増収は見込めずに、平成28年度は普通交付税の交付団体になる見込みでございます。

このようなことから、歳出全般の見直しを行うため、平成28年度当初予算から総額予算を決めて各課に枠配分をすることとしております。これによって実施する事業は、内容をよく検証し、取捨選択しながら創意工夫のあるまちづくりを実施していく所存でございます。

また、本年3月、友田議員の一般質問でお答えしましたが、人口減少の問題につきましては、全国各地の地方部で進行しており、このような状況を是正するために、地方公共団体において人口現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定して、今後5年間の目標施策で基本方針を提示する玄海町総合戦略を策定しているところでございます。この中には、私が掲げております20の重要施策の子育てや教育の充実、また、定住政策の推進など、具体的に盛り込んで、人口減少を抑えるように、さらに努力をしていきたいと考えております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今回、国勢調査もあっておるわけでございますけれども、非常に厳しい人口になるということを知っております。

私の勘違いでもありましたけれども、6,000人を切ると、その分、減額になるということをおっしゃっていましたが、どうもちょっと勘違いをしていたような、そういうことではないかと考えていますので、今後、1号機の廃炉に伴い、年間4億円近い減少となるということではないかと考えています。働く場所と魅力あるまちづくりが人口増につながると思っており、そういうことで、財源が厳しくなる中、今ある財源、今の財源を有効に使われ、人が集まってくるようなまちづくりを目指していただきたいと思います。

次に、玄海町の農業振興について、お尋ねをいたします。

T P P問題につきましては、2015年10月5日、日本の交渉参加から2年以上が経過をいたしまして、大筋合意に至っております。これより5年程度をめどに段階的に関税が撤廃されることが言われております。今後、T P Pによる玄海町の農家にとってどのような影響があると思われますか、町長にお聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

初めに、T P Pによる玄海町の農家にとってどのような影響があると思われるかということですが、T P P協定につきましては、去る10月5日、今おっしゃっていただいたとおり、米国アトランタで開催をされましたT P P閣僚会合において大筋合意となったところでございます。まだ、協定が発効されたわけではなくて、十分な情報提供もございませんので、正直わからない部分もございます。農林水産省の見解を見ますと、本町の農業のうち、米、牛肉、豚肉、乳製品で多少なりとも影響があるのではないかと考えております。

米につきましては、これまでの基本的な輸入の枠組みや関税は維持されることになっておりますので、大幅な輸入量の増大はないものと言われております。しかしながら、現在、W T O枠の輸入量は77万トンでありまして、この数量は維持することになっておりますが、アメリカ、オーストラリアに対して国別枠を設定することで合意されておりますので、数万トン程度、輸入量が拡大することで国内の流通量が増加することになれば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念されるとされております。

次に、牛肉につきましては、現在の関税率38.5%を、16年目に最終税率9%まで段階的に関税率を引き下げていくことで合意がなされておりますが、輸入量が急激に増大した場合の対策として、一旦下がった関税を協定発効から10年目までは30%、14年目までは20%、15年

目以降は18%まで再び上がるというセーフガードが確保されております。

次に、豚肉につきましては、価格が安い肉に、現在1キログラム当たり482円の関税がかけられておりますが、協定発効時に125円に引き下げるようになっておりまして、その後、発効5年目に70円、10年目以降には50円に削減することになっております。豚肉も急激に輸入量が増大した場合の対策として、セーフガードが設けてありまして、協定発効から5年目から9年目までは1キログラム当たり100円、10年目以降は70円まで、関税を上げるという輸入量急増に対する措置がとられることになっております。

次に、乳製品につきましては、輸入を制限する現在の国家貿易の仕組みは維持することとなっておりますが、バターと脱脂粉乳については、T P P参加国を対象にした新たな輸入枠を設けることになっておりまして、輸入枠は協定の発効当時には生乳換算で、バターと脱脂粉乳を合わせて年間6万トンとした上で段階的にふやし、6年目以降は7万トンまでふやすことになっております。

いずれにいたしましても、まだ協定が発効されたわけではございません。また、国からの詳細な情報提供があっているわけでもございませんので、今のところ、どのような影響がどの程度あるかについては、なかなか答えづらいところがございます。

今後は、国はT P Pによる影響試算を公表するとしておりますので、注視をしていきたいと考えておるところでございます。

(午後3時33分 5番脇山伸太郎君 退席)

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今、答弁をされましたように、まだ決まっていないので詳細的にはなかなか発表はされないと思いますけれども、国の対策大綱を作成されたところによりますと、米につきましては、備蓄米として国が買い取る方針、ほかの農産物の品目には金額は提示されておられません。関税の撤廃により、肉、野菜、果物、乳製品など輸入食品が安く入ってきます。肥育農家、繁殖農家、酪農農家等は大きな影響があると思います。

国は、経営安定策として牛肉や豚肉の生産者向けの赤字の補填も示しておられます。さまざまな主張、意見、反論等があり、効果の試算についても開きがありますが、当然そこにはメリット、デメリットが生じてくると推測をされます。メリットにつきましては、関税の引

き下げにより貿易の自由化が進み、日本製品の輸出額が増大をする。整備・貿易障壁の撤廃により、大手製造業、企業にとっては、企業内貿易が効率化して利益がふえると思います。

また、デメリットにつきましては、海外の安い商品が入ってくることによって、デフレを引き起こす可能性があります。食品添加物、遺伝子組み換え、食品残留農薬などの規制緩和により、食の安全が脅かされると思っております。

また、米国などより安い農産物が入ってくると思われますが、日本の農業には大きなダメージを与えることになると思います。今後、いろんなことが予想されますが、町長はどのように考えられますか、お聞きをいたします。

(午後 3 時 36 分 5 番脇山伸太郎君 復席)

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、非常に山口議員はマクロにお尋ねをいただきました。私は、少しミクロにお答えをさせていただきたいなと思います。

まず、肥育農家、それから繁殖農家にどんな影響があるかということでお答えをさせていただきたいと思いますが、初めに町内の飼養頭数でありますけれども、平成27年3月末現在、肥育牛が5,561頭、繁殖雌牛が894頭飼養されております。今から5年前の平成22年3月末現在では、肥育牛が6,358頭、繁殖雌牛は1,087頭となっておりますので、本町におきましても、全国的な流れと同様に飼養頭数は減少しているところでございます。

次に、最近の販売価格状況でございますが、肥育牛については枝肉にして競りにかけられておりまして、大半の出荷先である大阪市場の平成27年度の消費税を含んだ1キログラム当たりの平均競り価格でございますが、和牛去勢のAの5等級で2,551円、Aの4等級で2,345円、Aの3等級で2,215円となっております、これまでにないような高値で推移しているところでございます。

子牛については、JAさが畜産センターの取引状況ですが、こちらも消費税を含んだ1頭当たりの平均価格で、平成27年3月に600千円を超えてから、一度も600千円を下回らず推移いたしておりまして、700千円に届こうかという勢いでございます。子牛の高値の背景としては、平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫、安愚楽牧場の倒産、また、農家の高齢化などで繁殖雌牛が急激に減少したことが起因しているところでございます。

今後、ＴＰＰで大きな影響があるのではないかと考えてございますが、長期的には関税が引き下げられていくことによりまして、アメリカ、オーストラリアなどからの輸入量が拡大をし、輸入牛肉と競合すると考えられる国産の乳用種肥育牛を中心に、国産牛全体の価格の下落が懸念されると言われているところでございます。

ＴＰＰ協定発効で、枝肉や子牛の価格がどのように推移していくのか、今の段階ではわかりませんが、今後も、先ほど答弁しましたように、情勢を注視しながら対策を検討したいなというふうに思っているところでございます。

それから、私がどう思っているかということもお尋ねをいただきましたので、やっぱりＴＰＰによる影響というのは多少なりともあるというふうに感じております。国も現在、支援策を検討されているところでもあります。

具体的に申し上げますと、米につきましては、アメリカ、オーストラリアから国別枠の輸入量の増加が国産の主要米の需給及び価格に与える影響があると考えられるため、現在、政府備蓄米を毎年20万トン程度買い入れて、5年間保管し、全体で100万トン程度備蓄していることを見直して、保管期間を3年程度に短縮し、毎年買い入れる数量を33万トンまでふやすことによって、市場に流通する主食用米の量を減らし、価格を下支えするというものでございます。

次に、牛肉、豚肉につきましては、現在、国の補助事業の根幹であります畜産クラスター事業、これは生産者、ＪＡ、行政などが協議会を設立し、地域の畜産振興を推進するための事業であります。国はこれを拡充して、平成28年度予算を大幅に増額して要求されているところでございます。

また、肥育牛農家や養豚農家の経営安定を図る事業であります肉用牛肥育経営安定特別対策事業や、養豚経営安定対策事業を法制化した上で、収益悪化時における生産者との差額の補填率を8割から9割に引き上げることを検討されているところでございます。

さらに、養豚経営安定対策事業においては、事業積立金の負担率が国と生産者1対1のところを、3対1と国の負担率を引き上げることも検討されてございます。

次に、乳製品につきましては、飲用向けに比べて単価が安いバターやチーズ向けの生乳に補助金が支給されている加工原料乳生産者補給金制度の対象外になっておりますお菓子やパンなどに使われる生クリーム向けの生乳などについても需要が高まっていることから、補助金の支給対象に加えることを検討されているところでございます。

佐賀県の動きでございますが、10月6日に山口知事を本部長とする佐賀県T P P対策本部を設置されておりまして、11月2日には、森山農林水産大臣が佐賀県を来訪された折に、要請書を提出されておるところでございます。

その内容としましては2つございまして、1つ目に、今回の合意内容について、県民の不安が払拭されるよう、農林水産業を初めとする地域経済全体に与える影響を早急に分析し、生産現場により近いところで丁寧かつ速やかに情報提供と説明を行うこと。2つ目に、農林水産業は国の礎であり、また、本県にとっても重要な産業であることから、T P P協定の行方にかかわらず、将来にわたって農林漁業者が夢と希望を持って経営に取り組めるよう、経営安定化や競争力強化に向けて万全の対策を講じること、以上のことを要請されておるところでございます。

また、11月17日には、高木内閣大臣政務官が佐賀県来訪の際、意見交換がなされ、さまざまな影響が懸念される農林水産分野に関して、その影響を緩和する対策や競争力を強化する対策を講じることなどが要請されているところでございます。

町としましては、どの程度の影響が出てくるのか、現在のところは定かではございませんが、さまざまな影響があるのではないかと危惧しておるところでございます。

国は、現在考えられる対策を打ち出してきており、県としても国に対してきちんとした情報提供や説明、T P Pの影響を緩和する対策及び競争力を強化する対策等を講じるよう要請されておるところでございます。町としましては、今後、国が公表するとされているT P Pによる影響試算を注視するとともに、国、県の動向を見ながら、今後の対策を検討したいと考えておるところでございます。

以上、私の意図とは違うかもしれませんが、影響はあると思っております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今、町長のほうから答弁がございましたけれども、私も影響はあるんじゃないかと思って質問をしております。

それで、最後に町長は玄海町の農業の政策については、どのように考えておられるのか、似たような質問ではございますけれども、もう一回、答弁をお願いいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私は、町長にさせていただいてから、一貫して申し上げているのは、玄海町にとって1次産業、特に農業は、玄海町にとっての基幹産業でございます。この農業を支援しなくて、どうやって玄海町が成り立っていくかということを、皆さんはもう考えたらわかりだと思います。

そういう意味では、今、TPPの関係についても、十分な対策を講じながら対応していきたいと思っておりますし、それに関する、例えば、いろんなところで、私は原子力発電所という発言をさせていただいているのは、それは農業や漁業や、そして商工業、いろんな業態が玄海町にはあるということでございます。それを引っ張っていく一つの大きな業態として、農業を今後もしっかりと支えていけるような体制をつくっていきたくて考えておりますので、どうぞ山口議員にも御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

そうですね、今、町長が言われましたように、玄海町にとっても、農業は基幹産業の一環であります。今は、施設関係など、ハウスミカン、イチゴですね、また、野菜、それと、酪農関係では、後継者もある程度できております。それで、若い人たちがこれから頑張れますよう、魅力ある農業のできるような政策を考えてもらいたいと要望をいたします。

今回、3項目について質問をいたしました。町長からもいろいろと意見なり答弁なりを聞きました。今後、玄海町の住民の方が住みよいまちづくりのために町長も努力していただくよう要望して、一般質問を終わります。

○副議長（古舘義純君）

以上で山口定君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時51分 休憩

午後4時 再開

○副議長（古舘義純君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

日本共産党の藤浦皓であります。きょうは、質問者が非常に旺盛な発言をされておりました。いろいろ聞きながら大変勉強になりました。私も負けずにひとつ、3つぐらいの課題で質問していきたいと思います。

まず、みらい学園の諸問題についてということで伺ってきたいと思います。

町内小・中学校の統合については、町民の多数の同意を得ることなく本年4月から開校し、いろいろな問題を抱えながらも校長先生を初め現場教師の努力によって学力向上に向けた取り組みが進められています。この8カ月間の中で教育現場にもいろいろな問題も出てきているようであります。余りの忙しさで、教師も生徒とゆっくり向き合って話し合いもできない状況がうかがえます。校舎の施設整備の不備、あるいは教育指導体制の意思疎通など、準備不足などでさまざまなことが起こり、その対応に追われ、教職員の疲労こんぱいは誰がいつ倒れてもおかしくない状況が職場要求からもうかがえます。教育現場については、教育委員会としても、同じ校舎に、しかも隣接しており、教職員の動向についてはよく承知されているものと思います。新しい校舎になって先生の生活態度にも変化が見られるのではないかと。それがよい方向なのか、それとも問題を感じる方向なのか、問題があれば、現場との連携もとりながら改善を図ることも大事なことはないかと思います。

特に、教育長は学力向上のために積極的に支援員の配置もされ、その効果に期待もされています。一方では、校舎の施設整備不備のそうした教育指導体制の意思疎通もタイミングよく進まないなどなど、それらの対応に追われ、そのため教職員の疲労も大変大きく、教職員の負担も想像以上のものではないかと思われまふ。特に、本年4月開校は初期段階であり、教育の指導体制を整えていく過程でもあります。軌道に乗せるまでの仕事も大変なことだろうと思われまふ。

このようなときに、教育委員会としてどのようにかかわってきておられるのか、生徒たちが一日でも早く正常な授業が受けられるように援助、助言などもなされているというように思いますが、現場の教師からの要望もまともに対応されているのではないかというふうに思いますが、どういう状況なのか、その点をまず伺いたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

藤浦議員さんから質問をいただいております。事前の通告書におきましても、それから以前のヒアリングにおきましても、余り具体的な内容をお示しいただいておりませんので、私の答弁のほうが一般論、抽象論になってしまうかも知れませんが、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

4月開校後、教育委員会はどうにかかわっているかというふうな趣旨の御質問だったと思います。一言で言いますと、積極的ににかかわらせていただいているということでございます。当然、施設整備——全ての教職員、子供にとっても初めての施設でございますから、さまざまな使い方においても、それから、いろいろ警報機が鳴ったりいたしますので、そういう施設整備の対応についても、教育委員会の職員が対応しているところでございます。

それから、学校とは週1回、報・連・相ですね、報告、連絡、相談ということを教育委員会の係長と学園の管理職とで定期的を開いて情報交換、それから方針の決定等をさせていただいているところでございます。これは、これまでの、26年までの学校経営とはがらりと変わって教育委員会が積極的に学校を支援する、そういう体制をつくっているところでございます。当然のことながら、まだまだ1年間全ての行事が終わったわけではございませんので、これからもっともっと検証をしながら教育委員会がどのように積極的ににかかわっていけるのか、これからもっともっと研究をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

この要求書にも書かれておりますけれども、教育現場は非常に忙しい、もうとにかくいろんなことをしなければならないことがわかりながらも、なかなかそこに手が回らないと、そういう状況だというふうに言われておりますね。端的に言えば、疲労こんぱいでいつ倒れてもおかしくないような状態だと。そういう点については、もう以前から認識してあったのかどうか。じゃ、その点について、どういうふうな話し合いをなされたのか、現場との連携というのは非常に大事だと思いますので、その点について説明願いたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

新校の開校に当たりましては、昨年度、26年度中、町教育研究会におきまして3つの部会をつくって新校開校に向けての検討、研究をしてきたところでございます。それから、統合委員会の各部会がございましたけれども、その部会においても協議、検討を重ねて4月を迎えたところでございます。

4月を迎えましたけれども、今、議員おっしゃっていただきましたとおり、さまざま、全ての職員が初めての施設に、それから初めて職員室と一緒にやっておりますし、さまざまな行事が全て企画から初めてのものでございます。そういうことで、時間を本当にとりました。学校現場においては十分な――水曜日午後は教職員の会議の時間になっておりますけれども、その会議の時間だけでは十分解決できないような、対応できないようなさまざまな事柄が発生しております。これは当然のことながら想像を超えるものがあつただろうというふうに思っております。

それから、午前中も先ほども答弁をさせていただきましたけれども、問題行動の発生については、26年度の状況を鑑みて、ある程度想定ができました。ですから、それについても職員の配置とか、そういうことで対応をしていたところでございますけれども、先ほど言いました、全てのことで初めての事柄が多うございましたので、勢い時間外の勤務が多くなったところでございます。

この時間外の勤務につきましては、新しい学校は職員が50名以上でございますから、法律的に当然のことながら学校安全衛生委員会を設置して、教職員の勤務条件、特に健康面、安全面について協議をすべきものでございますけれども、これを7月から、それ以降毎月開催し、それぞれの職員が目安でございます一月100時間以上の残業とならないように、産業医さんとも協議をしながら今対応しているところでございます。

それから、職員の配置につきましては、できるだけ多くの職員が新校の開校時に在職できるように対応をしてきたところでございます。産休、育休の職員さんが多くて、どうしても人手が足りない場面もございましたので、特段、当然のことながら町費での職員でございませうとか、県費での加配でございませうとか、そういうことで4月1日は対応してきたところでございます。

そういう手だてをとったにもかかわらず時間外はふえている状況でございますので、教育委員会といたしましては学校と十分協議をしながら、教育委員会がやれるものをもっと引き

受けながら、先生方が児童・生徒の指導に当たれるような時間をもっと確保していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

そういういろいろな手を打ちながら進められてきた。でも、学校での子供たちの生活態度、非常に落ちつきがない、それはなぜなのかということなんですよ。やっぱり教職員が仕事に追われっ放しの状態、なかなか思うように対応できない、その辺も一つはあるんじゃないかなという気がするんですけども、やっぱり教育的な指導をする人の立場というのは、特に子供たちに向かつての指導ですから、ゆったりとしたゆとりのある環境と、一面厳しいものも必要だと思いますね。午前中のそうした質問の中でも出ておりましたけれども、やっぱりそういう子供たちに対する、指導する側の姿勢、これ以上は許さないぞというものが、毅然としたものがなければならぬと、一面そういうものも必要だろうと思います。そういう点が、なかなか現場が忙しいだけに、職員そのものもそういうゆとりが出てこないのではないかなというふうに思います。そうした子供たちに対する対応の仕方というのは、朝の段階で言われたのは、退職した警察官などを頼んで見回りをしてもらっているということなんですけれども、やっぱり学校内でやるべきことはちゃんと学校内でやる。それが問題であれば父兄会もちゃんと開いてそういうものを率直に訴えていくということでなければ、本当の解決は出てこないんじゃないか。教職員と子供たちの話し合いで終わればいいんですけども、やっぱりそこだけでなかなか納得できない。子供ですからいろんな感じで聞いているでしょうし、そこに親が入って、おまえたちはこういうことはしていかなぞということを親からもしっかり言ってもらえるような、そういう中で指導を進めていくべきじゃないかと思うんですけども、その辺について、私の見解ですけど、どういうふうなお考えなのか、お聞かせください。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

教職員において毅然たる態度での指導は当然必要なことでございまして、これはまさに教

育であると思っております。学園の先生方も毅然たる態度で指導していただいております。なかなかその指導に対して素直になれずに、反発し暴言を吐き暴力を働くという生徒もいるところでございます。にもかかわらず、先生方は本当に真摯に懸命に対応しているところでございまして、勢いそういうことでまた残業時間等もふえている状況がでございます。

先ほどおっしゃっていただきましたとおり、子供に通じなければ、児童・生徒に通じなければ当然親に話をし、親御さんも来ていただいてお話をしているところでございます。もっとも親御さんが、温かい、もう1つは厳しくですね、温かく、なおかつ厳しく子供さんの指導に家庭教育において当たっていただければ、学校と両輪でうまく回っていくのではなかろうかというふうに考えております。

先ほど言いました個々人の父兄の方の召喚、それからクラスの保護者の方のクラス会、それから学年会、それから生徒自体については全体の生徒集会でもそういうことを伝えているところでございます。

まだまだ不十分なところがございますけれども、私は学園の先生方を頑張らせていただけるように励ましながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今、御答弁いただいたように、指導する側の姿勢としてはゆとりある、そして厳しく、やっぱりこれは基本的な原則じゃないかなと私は思います。

そういうものを一応頭に置きながら、今、学校が荒れているというふうな話も聞きますし、特に中学生の授業中に、時間が早く終わった小学生などが廊下に出てきてざわざわしくなってくる、集中できない、そういうことも聞いているんですけれども、その一つの防止策としてどういうことが考えられているのでしょうか。やっぱりそれなりの対策が必要な面があるんじゃないかなと私は思っているんですけれども。教育長としてのその辺の見方、考え方を教えてください。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

新しい学校の校則は新・究・律・愛でございます。最も私が重要だとするのは、御質問の内容で申し上げますと、規律であります、律であります。これは集団生活におけるルールも含んでおります。学園におきましても、その集団生活におけるルールについては4月当初から学園長を初め指導していただいているところでございます。

私は、その集団の中でのルールの全ての最初は挨拶だということで学園にも伝えておりますけれども、学園長も理解をして、挨拶の響く学校をモットーとしていただいておりますが、議員の皆さんが学校に行かれてもおわかりだろうと思いますが、なかなか挨拶をしません。失礼しました。挨拶ができません。4月からずっと言い続けているところでございます。一事が万事という感じもいたします。もう、たゆまず継続ですね、これも継続をしていただいて、学校においてはまず挨拶、会った方には丁寧な挨拶をするということをですね。そうすると、子供たちもおのずと心も落ちついて安定をし、そして学校生活において他人に迷惑をかけるようなことはしてはいけないと、これも極めて、学校ならずとも社会生活においては基本的なことでございますけれども、そういうことを身につけてくれるのではなかろうかというふうに思っております。

繰り返しますけれども、新・究・律・愛の律をもっともっと子供たちには浸透させたい。具体的には、挨拶ができる児童・生徒をまずつくりたいというふうに考えているところでございます。これが全てのスタートではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今、御答弁いただいたように、挨拶というのは、その挨拶そのものが魔法の言葉と言われることがあるわけですね。家庭の中でも、おはようという言葉ですね、何げなく子供の緊張を和らげるようなこともあります。例えば、勇気を出させるということも一つの大きな課題があると思うんですけれども、電車、バスに乗った場合、席を譲る、そういうことだって勇気が要るんだぞと、うちの子供にはそう言っております。いつも大きな声を出せておれば、それがちゅうちょなく出てくると。やっぱりそういうものを本当に勇気を出してやる言葉、出す言葉。それから、人の前でちゃんとした、礼儀を失しないような態度をとれということも私は言っております。やっぱりそうした日ごろの家庭での生活というのも非常に大事じゃ

ないかというふうに思います。

それと関連して、特に関連ということじゃないですけども、子供たちがそうした教室外、自分たちの教室外、廊下に出て、中学生の教室の脇を通過して廊下なんかに入ってきてざわめき立つ、そういうものがやっぱり中学生の、一生懸命授業をしている生徒たちにとっては非常に気にかかるということも聞きますし、それを塞ぐためには、やっぱり不透明のガラスですね、これで中も見えない、外も見えないというような程度の何らかの対策を講じるべきじゃないかなと。そうしてやってもなおかつ、まだそういう習慣が直らないとすれば、また別の方法も考えられると思いますし、やっぱり人の迷惑を気にしないような形で今やっているわけなんです。これはいけないんだということを自覚させる、そのために、こうした中が見えないようにしているんだぞということもしっかり言えばいいわけで、そうしたものがどれだけ効果があるかわかりませんが、一つ一つ検証しながら、いい方向に向かわせるというふうなことで取り組んでもらいたいと思うんですけども、やっぱり教育長も、なかなか現場にこうしろとは言にくいかもしれませんが、せめて校長先生などを通じてそういう指導もできるんじゃないかなと。だから、お互いに気づいたことは率直に出し合って意思の疎通を図っていく、そして、一步でも二歩でも今の状況から脱せられるような、そういう手だてを尽くしていただきたいと思うんですけども、その件について伺います。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

本町は初めての小中一貫校で運営をしております。全国に小中一貫校、県内にも当然ございますけれども、それぞれの場所で気候風土が違います、人情も違いますので、一概に同じような形で小中一貫校の運営はできないというふうに理解しております。本町にふさわしい小中一貫校の運営というものを目指すために、今、議員さんおっしゃっていただきましたとおり、さまざま試みを繰り返し、実験をしながら効果も見ながらやっていかないといけないというふうに思っております。

先ほど言いましたとおり、毎週、基本的に原則月曜日に、そういう教育委員会の職員と学校の管理職との打ち合わせを行っております。今おっしゃっていただいたようなことも報・連・相でいつも話し合いをしているところでございますので、そういう場で議員さんの御意見も話をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

先ほど教育長がおっしゃった中で、50名以上の職員がいるところは労働安全衛生委員会というものが設置されている、義務づけられていると思うんですけども、それが毎月1回はそういう会合を持たなければならないということでしょう。ですから、そういう中で、やっぱり意思の疎通を図る、そういうこともできるんじゃないかと。ただ、職員全員が参加するわけでもないでしょうし、そうした団体の責任者が出てきて、実はこういう話だったんだということもちゃんと伝わるようにやればできることだと思います。そういう中で、一つ一つの学校現場における教職員の負担なども解決していくことができるんじゃないかと。

私が一番気にしていたのは、要求書にも出してあるんですけども、養護教諭の問題ですよ。養護教諭の問題が、非常に超勤の時間が大きいということです。こういうものを何とかしても解決しなければいけないというふうに思うんですけども、一番多いのが4月、これは当然初期の段階ですから、学校へ——家移りというかな、学校のいろんな道具を移動したりなんかですね、そういう忙しい時期でもあったろうと思います。1カ月に145時間というのを聞いたときに、よく全国的に過労死の問題が聞かれるんですけども、そこまで行っちゃ大変だと、145時間というものを通常の勤務日数にはめてみると、ほとんど11時ぐらいまで働くことになるわけですよ。これじゃもう、いかに健康な人でもやっぱりまいっていくでしょうね。だから、それが毎月毎月ずっと減ってきておるんですね。今、8月時点かな、7月時点かな、七十何時間ぐらいまでに減ってきていると思うんですよ。そうやって改善の方向には向かっているというふうに思います。これもやっぱり早い時期に解決していかないと健康を害するんですね。労働、安全、衛生という、そういう3つぐらいの課題が組み込まれた会議だろうと思いますけれども。そういうところで一つ一つ検証して、具体的に直していくという手だてを打っていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ一つ私が申し上げたいのは、養護教諭の配置について、教育長が県は2名配置を予定していた、それを1人でいいんだということで受けられたというふうな話も聞いたんですけども、その事実はどうでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

養護教諭の件につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

養護教諭の方には本当に一生懸命に仕事をしていただいております。4月は当然新学期になりましたので、さまざま子供たちの健康診断等々のデータを整理するということがあります。それから、養護教諭につきましては、中学校籍ということもありますけれども、女子バレーボールの顧問もしていただいておりますので、土曜日、日曜日はそういう部活動の指導もしていただいております。そういうことからいっても残業の時間数がふえたところでございます。

先ほど新しい学校における職員の体制について、さまざまお話をさせていただきました。問題行動を起こすであろう子供たちのことでございますとか、さまざま予想ができました。それからもう1つは、先ほども言いました産前産後の育休ですね、そういう職員さんもたくさん抱えておりますし、新規採用職員も抱えております。それから、組合に専従なさっている職員さんもいらっしゃいます。そういうことで、さまざま学校運営における職員配置に大変苦慮したところでございます。

そこで県とも相談をいたしまして、何とか教諭の、要するに職員数をふやす方法がないだろうかということで相談をしたところでございまして、それで万やむを得ず、養護教諭の2名配置を1名にさせていただいて、その分、教諭の配当をいただくという形で4月を対応させていただいたところでございます。

当然、養護教諭が1人でございますので、仕事が大変ふえてまいります。幸い教育支援センターの適応指導教室、障害児の対応をしております職員が教職員の免許を持っておりますので、その支援センターの職員をかわりに毎日のように学校に派遣し、その養護教諭の助手ということで対応させていただいたところでございます。

そういう手だてを今年度させていただいて、何とか学校全体の運営が回っていくような形をとらせていただいたところでございます。これについては、4月だったか、5月だったか、済みません、記憶が不十分でございますけれども、組合のほうともお話がございまして、そういう説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

みらい学園の児童数は県内でも3番目ぐらいに多いところになりますかね、小・中学校で、違いますか。これにずっと出しているんですけれども、一番多いので842名の学校ですけど、もっと大きいところは1,000名超えますか、ああ、そうですか。（発言する者あり）この資料の中ではそれしか見えないもので。

しかし、526名という生徒数があるわけなんでしょう、玄海町は。やっぱりそれに見合った養護教諭も必要だろうと。今のところ何名考えてあるか知りませんが、即それに対応する職員を探すとしても大変だろうし、やっぱりこれも資格が要るわけですかね、となればこれは大変な問題ですよ、なおさら簡単にはいかない。やっぱり事前に県教委ともちゃんと話しておく必要があると。しかし、それでも、今のままではとても1人の教諭ではやっていけない。まあ、助手の方もいらっしゃるようでしたけれども。

最近特に子供たちが校外でいろいろな活動をする、そういう中でも夏場は熱中症のような状況になったり、けがをしたり、いろんな事故も起きているようであります、非常に多いということも言われておりますし、そういうものにちゃんと対応できる体制をとっておかなきゃならないと思うんですよね。

ずっと以前の中学校の場合、教諭が無免許運転と言われるような形での授業もなされていたということも聞いたんですけれども、今はそういうことは許されないんじゃないかと思います。ですから、きちっとした形での人事体制、配置、こういうものをやっていながら、正常な状態に変わっていくということを期待しているわけなんです。

やっぱりまだまだ挙げれば切りがないほどいろんな問題があります。しかし、これは現場としっかり話し合って、そして、こういうことが不足しています、こういうことはこうしてくださいと、いろんな要求が出てきとると思うんです。それに対してもやっぱり誠実に対応していただくということを申し上げておきたいと思います。

きょうは教育問題だけを一生懸命やるわけにはいきませんので、また後で、ゆっくりそういう話し合いもさせていただきたいと思います。

次に、原発問題ですね。原発再稼働に向けての諸問題についてということで題を上げておりました。

原発再稼働については、全国的には反対の声が大きくなる中で再稼働が強引に進められて

きています。鹿児島川内原発も、まともな住民説明会もなく押し切った形で進められています。玄海原発も、住民の不安の中で来年度中にも再稼働へ向けた動きが強まっているようです。住民の意思をしっかりと確認することなく推進することは許されません。御承知のように、規制委員会の委員長が言われているように、新しい規制基準に適合したからといって安全とは申しません、これは事故は起こり得ることを前提に再稼働を認めるということになります。

私たちは、事故は絶対に起こってはならないという立場であります。万が一の事故が大事故になれば私たちの命を脅かすことになり、そして、そこに住めなくなり、全てを失うことになるからであります。福島原発事故においても、地震や津波より、原発事故さえなければ何とか生きていく道が開けたのと言いながら自殺に追い込まれていった畜産農家もありました。万が一の事故も起きないと言えるようなことでなければ、再稼働は認めるべきではありません。何が何でも再稼働を認めるのであれば、再稼働を進めなければならない根拠を住民に納得できるように説明すべきであります。

そのためには、住民が参加する中で、専門家に賛成あるいは反対、そういう立場での公開討論会を開くべきであります。以前までは絶対安全と言われていました。要するに、福島原発事故の前までは、絶対安全というふうに言われる中で公開討論会も開かれましたし、ましてや福島第一原発事故後において、本当に安全と言える根拠はどのようなことなのか、また反対と言える根拠は何なのかを住民の前でしっかりした討論をしてもらい、住民がどのように納得したのか、または納得できなかったのかを、住民アンケート調査を行うなどして、客観性のある方法で住民の意向を酌み上げるべきではないかと思います。お金の問題より住民の安全にかかわる問題ですから、しっかりした判断材料を提供すべきであります。そのために、住民にいろんな方法で、そうした安全についての根拠を示しながら、安心して進めるなら進められる、反対なら反対ですね、はっきりした態度でそういうことを主張してもらう、それが一番大事じゃないかと。中途半端で、自分たちの感情的なレベルだけでは決して許されない問題です。命にかかわる問題ですからね。そういうことで、その辺のところを町長に伺いたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員さんの再稼働問題については、事前に推進、反対、それぞれの専門家による公開討論会を住民参加で開くべきではないかという御質問に対してお答えしたいと思います。

原子力規制委員会において、新規制基準に適合すると認められた原子力発電所については、国が責任を持って再稼働を進めるとしており、今後、審査が進む玄海原子力発電所3、4号機についても厳正なる審査の結果、再稼働に向かうことを期待しているところでございます。

本町におきましては、原子力規制委員会の審査状況について、平成25年8月6日、平成26年9月9日、同年12月12日、平成27年3月20日の計4回、原子力対策特別委員会において、九州電力株式会社山本取締役及び玄海原子力発電所今村所長より、新規制基準に係る適合性審査への取り組み状況について説明をしていただき、その模様についてはテレビの行政放送を通じて町民の方々にもごらんをいただいております。今後も、玄海原子力発電所稼働に係る審査状況の進捗につきましては、必要に応じて原子力対策特別委員会を開催していただき、その場で議論を深めていただきたいと考えておりまして、その模様は今までも行政放送により町民の方々に周知したいと考えております。

原子力規制委員会が新規制基準に適合すると判断された場合は、その判断を真摯に受けとめ、国の考えも確認をし、住民の代表であります町議会議員の皆様方の御意向をお伺いして、判断してまいりたいと考えております。

このようなことから、改めて本町において公開討論会等を開催することは考えておりません。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

国は安全と言っていると、安全を保証すると言っているといっても、じゃ、3.11以前はどうだったか、絶対安全と言っていたんですね。私が玄海町の議会で防災計画をつくれと、原子力防災をつくるべきじゃないか、避難道路をつくるべきじゃないかと、いろいろ提案したときにも、絶対安全と九電も国も言っているじゃないかと、必要ないと、ぽんと蹴ってしまったんですね。しかし、県はそこはやっぱりちゃんと考えて、県の指導で防災計画もできました。そういう経過があるわけなんですよ。

ですから、絶対安全というものが完全に崩れたわけなんですよ。しかも、規制委員会は安全と言いながら絶対安全とは言えませんが、それはどういうふうに受けとめますかね。それ

ぞれの受けとめ方で違うと思うんですけれども、事故は起こり得るということがその言葉の裏にはあるわけなんです。起こり得る、起きたら大変だと、普通の災害とは違うんだと、原子力は放射性物質を放出する、これが人命に与える影響も大きい、しかもそこに住めなくなる、全てが失われていくというような、これはもう福島原発の教訓としてわかるはずなんです、まともに考えれば。そういう代物を、安全と言われるからと人ごとのようにですね。町長は町民の生命、財産をしっかり守っていく、そういう責任があるはずなんです。そういう立場である人たちが、国の言うことを、ああ、そうですかということで簡単に受け入れるべきじゃないと思うんです。少なくとも、そういう手順を踏んで、専門家同士の討論会をして、住民が聞いて、本当に納得すれば、それはそれでしょうがないですよ。しかし、そういうこともしない。

ついでに申しますけれども、MOX燃料を受け入れたとき、私は当時の特別委員長に対して、なぜこういうことをしたのかと、住民の意思をどうやって確かめたのかと言ったら、もうこれまで何回となく玄海町の議会に専門家を呼んで勉強会をしたと。だから、住民の方はわかってあると、自分の勝手な解釈でそういうことを言っているわけなんです。それが本当だったら、自信を持って、ちゃんとアンケートなんかもとっていいわけなんです。そういうこともし切れない、ひきょうですよ、これはやっぱり。本当の意味の責任じゃないというふうに思いますね。

だから、ああいうまねはすべきじゃないですよ。やっぱり誰でも知っているわけですからね。ここが、やっぱり客観性を信じてやっていくのか、自分の感情レベルで、俺はいいや、やるぞというふうにやるのか、その辺の違いがはっきり出てくるわけなんです。ですから、やっぱりそういうものを一定、討論会などもやって、説明会をやって、そうやって住民の意向を確かめながら進めていくと。ただ、普通の災害ならそうは申しませんよ、やっぱり決定的な段階に移るわけなんですから、原子力災害というのはですね。過酷事故なんか大変なことなんです、そういう意味で申し上げているんですけれども、それでもなおやっぱり国、県の指導に従わざるを得ないというのか、その辺を聞きたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど答弁しましたように、原子力対策特別委員会の中身については、行政放送で頻繁に

流しをさせていただいておりますし、私どもの玄海町の製作しているカレンダーにもしっかりとその説明をつけておりますし、エネルギー学習会もやらせていただいております。それから、実は中学生にもエネルギー体験ツアーを組んで、実際に東海村ですとか六ヶ所村に行っていただいております。

そういったことも踏まえた上で、玄海町としては十分に広報活動をしているというふうに思っているわけでございます。それと同時に、まずは実は国の審査状況がまだはっきりしておりませんので、非常に不明確でありますので、いつ一体審査状況がはっきりするのかということもございまして、それをトータルして考えても、議会の議員の皆様方も特別委員会なり、いろんな議会の勉強の中で多分そういった勉強もしていただいている。それは議員の皆様が町民の皆さんにぜひ伝えていただくべきことも入っているというふうに私どもは思っておりますし、そういったことをトータルして考えると、玄海町単独で公開討論会をする必要はないんじゃないかというふうに私は思って答弁をさせていただいたところでございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

広報玄海では、原子力は安全だとは書いても危険とは全く触れないですね、こういう面は問題があるとか。そうですね。だから、客観性がないと。いろいろ専門家の間でも議論があり、そういうものを指摘されている。しかし、そういうものは全く取り上げない。安全、安全ということですよ。これで本当に客観的な論理ができたかと、誰が考えても大丈夫というふうなことになるのかということなんですね。そうじゃないと思うんですよ。幾ら報道をしても、最終的に、では町民の意向をどういうふうな形で確かめたのか、それも全くない。もうふだんに流しているから大丈夫という勝手な考えですよ。私はそうとしか思いません、今のやり方は。それで本当に住民のためになるのかと、事故が起きたときに本当に責任をとれるのか。ああ、起きました、済みませんということで終わってしまう、こういうやり方はやっぱりやめるべきです。本当に人の命を大事にするということであれば、それなりの対応をしなければならないというふうに思います。

時間が余りなくなりましたので、また、もう1つの面を伺っておきたいと思います。

避難計画なんですけれども、これまで最長30キロ圏ということだったですよ。ところが、福島原発でちゃんと証明されたのは50キロ圏、あるいはそれ以上、東京都のある一部でも水

道水に汚染水があったと、放射性物質が見つかったと、そういう報道もされましたよね。それくらい広範囲に拡散するということが事実で証明されております。ですから、50キロ圏といえども福岡市内は全体入るような感じになりますね。そうなってくると、避難先も相当先を見込んでやらなければならない。そりゃもちろん風の流れでも違いますよね。しかし、事故当日にどういうふうな風が吹くかもわからない。だからいつも最悪の事態を想定して計画をつくるべきだということを私は言っているわけなんですけれども。そういう点もいろいろ大きな目を見て、現実にもこういうことも起こり得るということがちゃんと頭の中に浮かべば、そういう方向で取り組まざるを得ないんじゃないかと。しかし、今の町長の答弁ではそこ辺がなかなか見えてこない。もう通り一遍の答弁であるし、大体そういうような答弁であろうということは期待しながら聞いておりました。しかし、現実には事故が起きれば、大変な状況になるということでもあります。もうちょっと時間もありますので、これはこれで終わります。

今度は白血病の問題ですけれども、玄海原発から放出される放射能の人体への影響についてということで、こういう問題を出しております。これも元純真短期大学の森永徹という人の研究論文に基づいてのものです。これに対して九電は、白血病の増加は高齢化によるものと反論しています。また、インターネット上では、風土病と言われて、私が約10年前ほどに議会で取り上げた時点でも、西日本に多い成人T細胞が原因と見られていました。九電が反論する根拠については、科学的に検討したかどうかについては現時点では見当たらないというふうに言われています。

さて、玄海原発稼働後の佐賀県内の自治体の、玄海原発からの距離と白血病死亡率の変化をとということで、佐賀県内20自治体ごとの原発稼働前及び稼働後の年平均白血病死亡率、10万人に1人という率ですよね、玄海原発から各自治体までの距離の関連、距離は玄海原発から各自治体庁舎までの距離です。なお、玄海1号機の稼働は1975年ではありますが、これをやっぱりタイムラグがあるということで、1976年まで稼働前に含められています。

玄海原発稼働前も、唐津市では白血病死亡率がやや回帰式では玄海原発に17.3キロ近づくごとに10万人当たり1人の白血病死亡率が増加するという、ごくわずかではありますがけれども、そういうことが報告されております。稼働後は、稼働前と比較すると負の傾きが大幅に大きくなっております。先ほどの回帰式では玄海原発4.1キロ近づくとも10万人当たり1人、約4倍の罹患率になってきているわけなんです。これを高齢者による死亡率と比較される

んですけども、これはほとんどの市町村と比べても変わらない、特別でこぼこはない、ずっと変わらないですね、そういう状況であります。これが本格的に計算して出していくと、やっぱりそうしたT細胞の問題で死亡する人、あるいは高齢化で死亡する人を加味して、そしてその分を引いてもなお大きくその幅が残るわけなんですよ。これだけの死亡率があるということ、その資料は執行部にもちゃんとやっておるし、見られていると思います。そういう点についての見解、どういうふうに思われるか、一応聞いておきたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

質問の途中でございますが、ここでお諮りします。本日の会議は議事の都合により時間を延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古舘義純君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議は時間を延長することに決定いたしました。

一般質問を続けます。

答弁をお願いします。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員さんから見たら想像したとおりの答えだと言われるかもしれませんが、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

玄海原子力発電所からの距離と白血病の関係についての御質問と思いますけれども、玄海町と隣接する唐津市では1983年——昭和58年ですけれども——から増加傾向が見られるということでございますが、白血病は正常な働きをしない血液細胞が異常に増殖をする血液のがんでございまして、その臨床、症状及び血液学的な所見により急性白血病と慢性白血病に分類をされております。また、白血病細胞の種類によって骨髄性白血病、リンパ性白血病、単球性白血病に分類がされております。また、ウイルスの感染によって起こる成人T細胞性白血病が九州南西部に多く見られることから、現在は妊婦の方を対象にこのウイルス検査が実施されております。

最近の統計では、玄海町におきましては平成24年に2名、平成25年に1名の方が白血病でお亡くなりになられておりますが、白血病といいましても多種多様でありまして、亡くなられた方の年齢や病気の詳細については公表がされておきませんので、不明ということになっております。

今や、悪性新生物、いわゆるがんによる死亡は総死亡数の4分の1と言われる時代でございます。いかに早く見つけて治療することが大切かと存じます。このことから、町民の皆様に対しましては、特定健康診査、それから、後期高齢者健康検査に加えまして住民健診も実施をしている状況でございます。各種のがん検診につきましても自己負担ゼロで検診を実施しておりますので、一人でも多くの皆さんに受診をしていただいて、健康の保持増進と病気の早期発見に御活用していただきたいと考えております。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

白血病の問題では、かなり考え方の隔たりもあるようであります。しかし、専門家はそれに一定のデータをちゃんととって科学的に証明しようということでこういう問題が出てきております。町長は、玄海町の人口増を図る、あるいは玄海町に企業誘致をするとか、いろいろ言われますけれども、こういうものが現実にあらわれてくると、玄海町に急いで入ってくる人は少なくなるんじゃないかと私は思います。そういうことはあってはならないと思うんですけれども、そういう点もしっかり頭に置きながら、玄海原発の一番の特徴は、何ていうか、特別の放射性物質が放出される。そういうものが指摘されているわけなんですね。だから、そういう点を頭に置きながら、本当にそうなのかということが今後さらに研究が深められて明らかになっていくと私は信じております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

せっかく通告をいただいて、私もトリチウムの勉強をさせていただいておりますので、十分にトリチウムがなぜ白血病に関連するのかをもう少し詳しく勉強させていただいて、ぜひちょうちょうはっしの議論を、やりとりを藤浦議員さんとさせていただきたいと思っております。

○副議長（古舘義純君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて

散会いたします。

午後 5 時 3 分 散会